

2022年（令和4年）10月19日

法務省民事局参事官室 御中

大阪弁護士会

会 長 福 田 健 次

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」に対する意見書について

去る2022年（令和4年）8月24日付で意見募集された、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」について、当会は、別紙のとおり意見を述べる。

以上

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（ＩＴ化関係）の見直しに関する中間試案」に対する意見書

２０２２年（令和４年）１０月１９日

大阪弁護士会

目次

|    |                      |        |
|----|----------------------|--------|
| 第１ | 民事執行                 | － ５ －  |
| １  | 裁判所に対する申立て等          | － ５ －  |
| ２  | 提出された書面等及び記録媒体の電子化   | － ７ －  |
| ３  | 裁判書及び調書等の電子化         | － １０ － |
| ４  | 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用 | － １０ － |
| ５  | 売却及び配当               | － １５ － |
| ６  | 電子化された事件記録の閲覧等       | － １９ － |
| ７  | 送達等                  | － ２０ － |
| ８  | 債務名義の正本の提出・執行文の付与    | － ２２ － |
| ９  | 執行官と民事執行の手続のＩＴ化      | － ２４ － |
| １０ | その他                  | － ２５ － |
| 第２ | 民事保全                 | － ２７ － |
| １  | 裁判所に対する申立て等          | － ２７ － |
| ２  | 提出された書面等及び記録媒体の電子化   | － ２７ － |
| ３  | 裁判書及び調書等の電子化         | － ３０ － |
| ４  | 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用 | － ３０ － |
| ５  | 電子化された事件記録の閲覧等       | － ３３ － |
| ６  | 送達                   | － ３４ － |
| ７  | その他                  | － ３５ － |

|    |                                  |        |
|----|----------------------------------|--------|
| 第3 | 破産手続                             | - 38 - |
| 1  | 裁判所に対する申立て等                      | - 38 - |
| 2  | 提出された書面等及び記録媒体の電子化               | - 42 - |
| 3  | 裁判書及び調書等の電子化                     | - 48 - |
| 4  | 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用             | - 48 - |
| 5  | 電子化された事件記録の閲覧等                   | - 50 - |
| 6  | 送達                               | - 56 - |
| 7  | 公告                               | - 56 - |
| 8  | その他                              | - 63 - |
| 第4 | 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続 | - 64 - |
| 第5 | 非訟事件                             | - 66 - |
| 1  | 裁判所に対する申立て等                      | - 66 - |
| 2  | 提出された書面等及び記録媒体の電子化               | - 67 - |
| 3  | 裁判書及び調書等の電子化                     | - 70 - |
| 4  | 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用             | - 70 - |
| 5  | 和解調書の送達又は送付                      | - 71 - |
| 6  | 電子化された事件記録の閲覧等                   | - 72 - |
| 7  | 送達等                              | - 74 - |
| 8  | 公示催告事件における公告                     | - 74 - |
| 9  | その他                              | - 75 - |
| 第6 | 民事調停                             | - 77 - |
| 1  | 裁判所に対する申立て等                      | - 77 - |
| 2  | 提出された書面等及び記録媒体の電子化               | - 78 - |
| 3  | 裁判書及び調書等の電子化                     | - 80 - |
| 4  | 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用             | - 80 - |
| 5  | 調停調書の送達又は送付                      | - 81 - |

|    |                           |         |
|----|---------------------------|---------|
| 6  | 事件記録の閲覧等 .....            | - 82 -  |
| 7  | 送達等 .....                 | - 83 -  |
| 8  | その他 .....                 | - 84 -  |
| 第7 | 労働審判 .....                | - 86 -  |
| 1  | 裁判所に対する申立て等 .....         | - 86 -  |
| 2  | 提出された書面等及び記録媒体の電子化.....   | - 86 -  |
| 3  | 裁判書及び調書等の電子化 .....        | - 88 -  |
| 4  | 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用..... | - 88 -  |
| 5  | 調停調書等の送達又は送付 .....        | - 89 -  |
| 6  | 電子化された事件記録の閲覧等 .....      | - 90 -  |
| 7  | 送達等 .....                 | - 91 -  |
| 8  | その他 .....                 | - 91 -  |
| 第8 | 人事訴訟 .....                | - 93 -  |
| 1  | 裁判所に対する申立て等 .....         | - 93 -  |
| 2  | 提出された書面等及び記録媒体の電子化.....   | - 93 -  |
| 3  | 裁判書等及び報告書の電子化 .....       | - 95 -  |
| 4  | 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用..... | - 96 -  |
| 5  | 和解調書等の送達 .....            | - 98 -  |
| 6  | 電子化された訴訟記録の閲覧等 .....      | - 99 -  |
| 7  | 送達 .....                  | - 102 - |
| 8  | その他 .....                 | - 102 - |
| 第9 | 家事事件 .....                | - 104 - |
| 1  | 裁判所に対する申立て等 .....         | - 104 - |
| 2  | 提出された書面等及び記録媒体の電子化.....   | - 105 - |
| 3  | 裁判書等及び報告書の電子化 .....       | - 107 - |
| 4  | 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用..... | - 108 - |

|     |                             |         |
|-----|-----------------------------|---------|
| 5   | 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停.....  | - 112 - |
| 6   | 調停調書の送達又は送付 .....           | - 112 - |
| 7   | 電子化された事件記録の閲覧等 .....        | - 113 - |
| 8   | 送達等 .....                   | - 115 - |
| 9   | その他 .....                   | - 116 - |
| 第10 | 子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法） ..... | - 118 - |
| 第11 | その他 .....                   | - 122 - |

## 第1 民事執行

### 1 裁判所に対する申立て等

#### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事執行の手續において裁判所（執行官を除く。以下1及び2において同じ。）に対して行う申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

（注）申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力の方法を検討すべきとの考え方がある。

#### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

##### ア 委任を受けた代理人等

民事執行の手續において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

##### イ 管理人等

###### 【甲案】

強制管理の手續における管理人等の民事執行の手續において裁判所から選任された者は、当該選任を受けた民事執行の手續において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

###### 【乙案】

強制管理の手續における管理人等の民事執行の手續において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

（後注）本文の考え方のほか、民事執行の手續における申立て等については、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれをしなければならないものとするとの考え方がある。

### 【意見】

- 1 (1)本文及び（注）に賛成する。
- 2 (2)アに賛成する。

3 (2)イは、【乙案】に賛成する。

4 (後注)に反対する。

【理由】

1 インターネットを用いてする申立て等の可否 ((1))

(1) 本文について

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。以下「改正民訴法」という。）がインターネットを用いた民事訴訟の申立て等を認めるのと同じく、民事執行手続においても、利便性の観点からインターネットを用いた申立て等を認めるべきである。

(2) (注)

民事執行の申立て等は記載内容が定型化していること、債権者は当初に提出する申立書以外に追加書面を提出する必要はほとんどなく執行事件記録のうち債権者提出分は申立書のみで完結することが大半であることから、申立てに際しては、債権者はPDF化したファイルを裁判所のシステムに記録するのではなく、裁判所のWEB画面上の入力フォームに必要な事項を直接入力させる方法を採用すべきである。これにより、申立人は必須項目の記入漏れを回避することができ、裁判所も文字データを取得することで決定作成を省力化することが可能となる。

2 インターネットを用いてする申立て等の義務付け (1・(2))

(1) 委任を受けた代理人等 ((2)・ア)

民事訴訟手続と民事執行手続において、義務化の範囲に区別を設ける理由はないから、改正民訴法第132条の11がインターネットを用いてすることを義務付ける「委任を受けた代理人等」には、民事執行手続における申立て等についても同様に義務付けるべきである。

(2) 管理人等

【甲案】は、管理人を例示しつつ、民事執行手続において裁判所から選任される者にインターネットを用いて申立てることを義務付けるものである。

しかしながら、執行裁判所が選任する管理人に法令上資格制限はなく、また、執行裁判所が選任の際に考慮する知見等は対象業務に関するものであって、ITに関する知見等ではない。管理人以外の不動産の強制競売における評価人（民訴法第58条第1項）、船舶執行における保管人（同法第116条第1項）、管理命令における管理人（同法第161条第1項）等いずれについても、民事執行手続において裁判所は、選任の際に各対象業務に関する専門的知見知識を考慮する

ことはあっても、ITに関する知見を考慮するわけではない。そうであるならば、裁判所によって選任されたとの一事をもって、インターネットを用いることが義務付けられる理由はない。

【甲案】は現状、選任されている者の多くがインターネットによることを義務付けられる士業者であることを理由として掲げるが、そうであるなら、あえて義務付けなくても、選任される者はインターネットを用いることが想定され、裁判所の事務処理に支障が生じるとは考えられない。

民事訴訟手続において5年経過後に義務化の拡大の検討が予定されているのであるから、民事執行手続を民事訴訟手続と区別して、義務化の範囲を拡大すべき理由は見出しがたい。

したがって、【甲案】に反対し、特段の規律を設けない【乙案】に賛成する。

### 3 (後注) について

(後注)は、改正民訴法第132条の11の規定を超えて、例外は認めるものの全ての者にインターネットを用いることを義務づける考え方である。

しかし、令和4年5月18日に改正民訴訟が成立した際に、衆議院・参議院の両院の付帯決議では、全面義務化は時期尚早であることを前提に、施行後5年を経過した時点で「改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること」として申立て等の義務化の拡大について慎重な検討を求めている。かかる付帯決議の前提として認識されている国民のIT環境において、民事執行手続だけを先行して全面義務化する理由は見出しがたい。したがって、全面義務化を求める(後注)には反対する。

## 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

### (1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注) のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等(民訴法第132条の10第1項に規定する書面等をいう。以下同じ。)及び記録媒体(電磁的記録を記録した記録媒体をいう。以下同じ。)につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(A案)と、電子化を目指しつつも、



民事執行の手続の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方（B案）がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方（A－1案）のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、民事執行の手続の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある（A－2案）。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方（B－1案）、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する（電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする）考え方（B－2案）、③当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する（当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に電子化しなければならないものとする）考え方（B－3案）がある。

## (2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事執行の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

- i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）のうち特に必要が

あるもの

ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出（民訴法第133条第2項の規定による届出をいう。以下同じ。）に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

（注）民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

#### 【意見】

- 1 (1)本文に賛成する。（注）に示された考え方のうち、A－1案に賛成する。
- 2 (2)本文及び（注）に賛成する。

#### 【理由】

##### 1 提出書面等の電子化の対象事件等（(1)）

###### (1) 本文について

本文は、電子化の対象事件等（これについては(2)で言及する。）について、電子化のルールを適用し、裁判所書記官においてファイルに記録しなければならないとするものであるが、改正民訴法第132条の12と同内容であり、賛成する。

###### (2) （注）について

ア （注）が示すA案とB案の対立は、基本的な考え方として、裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上全ての事件に電子化のルールを適用することを原則とするのか（A案）否か（B案）の違いであり、この選択については、民事執行手続のデジタル化の趣旨を考えれば、当初から電子化の放棄を認めるB案を採用する理由は乏しい。A案を採用すべきである。

イ A案を採用したうえで、改正民訴訟第132条の12第1項本文と同じく例外を「困難な事情があるとき」に限るのか（A－1案）、民事執行の手続の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、より柔軟な運用

を可能とするのか（A－2案）については、民事訴訟手続と民事執行手続のデジタル化の要請に差異を設ける理由はないからA－1案を採用すべきである。

## 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール（(2)）

### (1) 本文について

改正民訴法第132条の12及び同13は、民事訴訟手続における申立て等の書面等やそれ以外の裁判所に提出された書面等の電子化のルールを定めているが、かかるルールは民事執行手続にも適用すべきである。したがって、民執法に同趣旨の規律を設けることに賛成する。

### (2) （注）について

（注）は、改正民訴法第が定める閲覧等の制限がされるべき事項の取扱いについて、最高裁判所規則に委ねている事項を、民執法も最高裁判所規則に委ねることを提案するものであり、民事訴訟手続と民事執行手続で区別する理由は見出しがたい。

## 3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び配当表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

### 【意見】

賛成する。

### 【理由】

民事執行手続における裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書や配当表等については、当事者や第三債務者に対する送達・送付又は当事者・利害関係人による閲覧等の対象となるが、送達、閲覧等の手続ではインターネットを介した閲覧等が予定されているから、改正民訴法第160条、第252条と同じく、電磁的記録によって作成すべきである。

## 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

### (1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を

準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議」という。）を当事者に利用させることができるものとする。

(2) 審尋の期日

- ① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び音声の送受信により同時に通話をすることができる方法（以下「電話会議」という。）を当事者に利用させることができるものとする。
- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

(3) 売却決定期日及び配当期日

(前注) ここでは、売却決定期日及び配当期日があることを前提としているが、後記5のとおり、売却決定期日及び配当期日を廃止するとの考え方もある。

【甲案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、売却決定期日及び配当期日における手続を行うことができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

【乙案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、売却決定期日及び配当期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。
- ② 甲案②と同じ。

(注) ウェブ会議（又は電話会議）により手続を行うことを決定するに当たり、関係人の意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方がある。

(4) 財産開示期日

ア 申立人のウェブ会議・電話会議による参加

【甲案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、財産開示期日においては、ウェブ会議及び電話会議によって、申立人を財産開示期日の手続に關与させることができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に關与した申立人は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

【乙案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、財産開示期日においては、ウェブ会議によって、申立人を財産開示期日の手続に關与させることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。
- ② 甲案②と同じ。

(注) 申立人のウェブ会議（又は電話会議）による手続参加を認めるに当たり、関係人（申立人及び債務者（開示義務者）の双方又は申立人のみ）の意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方がある。

イ 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述

財産開示期日においては、ウェブ会議を利用して、債務者（開示義務者）が財産について陳述をすることができるものとするとし、その具体的な規律の内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所は、財産開示期日において、次に掲げる場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、債務者から陳述を聴取することができる。
  - a 債務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、債務者が執行裁判所に出頭することが困難であると認める場合
  - b 事案の性質、債務者の年齢又は心身の状態、債務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、債務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合
  - c 申立人に異議がない場合
- ② ①の規律により債務者が陳述をした場合には、財産開示期日に出頭し、当該期日において陳述をしたものとみなす。

(注) 本文とは別に、本文イ①bの事由がある場合に、ウェブ会議の利用を認めることを否定する考え方がある。

(後注) 入札期日や開札期日、競り売り期日といった民執規則上の期日についても、ウェブ会議や電話会議による手続を認めるとの考え方がある。

#### 【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。
- 3 (3)について、甲案に賛成し、(注)に反対する。
- 4 (4)アについて、甲案に賛成する。(注)は、申立人の意見は聴くべきであるが、債務者(開示義務者)の意見は聴く必要はない。
- 5 (4)イについて、申立人の意見を聞くことを前提に、本文に賛成する。(注)に反対する。
- 6 (後注)に賛成する。ただし、執行妨害等の弊害の除去に留意する必要がある。

#### 【理由】

##### 1 口頭弁論期日 ((1))

民事訴訟手続と民事執行手続において、口頭弁論期日の実施方法に区別を設ける理由はない。改正民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用すべきである。

##### 2 審尋の期日 ((2))

民事訴訟手続と民事執行手続において、審尋の期日及び参考人等の審尋の実施方法に区別を設ける理由はない。当事者の利便性と直接審理の原則との均衡を考慮し、改正民訴法第87条の2第2項、第3項、及び第187条第3項、第4項を準用すべきである。

##### 3 売却決定期日及び配当期日 ((3))

(1) ア 売却決定期日(民執法第69条)は、民事訴訟手続における口頭弁論ではないから、公開原則は適用されず、利害関係を有する者に対してのみ公開すれば足りる。利害関係を有する者は、売却決定期日において意見を陳述することができるが(民執法第70条)、職権発動を促し、調査・判断の資料を提供するものに過ぎず、裁判所は必要があれば利害関係を有する者その他参考人を審尋し(民執法第5条)、職権で証拠調べをすることになる。

イ かように、売却決定期日には、民事訴訟手続における口頭弁論の規律は適用されないので、ウェブ会議に限る必要はなく、電話会議による関与を認め

ることに支障はないと考える。

乙案は、電話会議による関与を認めない考え方であるが、公開原則が適用されないこと、民訴法での弁論準備手続との均衡に照らして、電話会議を排除する理由はない。

- (2) ア 配当期日（民執法第85条1項）は、配当を実施する場合に執行裁判所が基準日とするために定める期日であるが、公開原則は適用されず、利害関係を有する者に対してのみ公開すれば足りる。執行裁判所は、必要があるときと認めるときは、期日に出頭した債権者及び債務者を審尋し、即時に取り調べることができる書証（文書）の取調べをすることができるが（同4項）、当該審尋は、弁論に代わる機能のほか簡易な取調べとしての機能を有している（改正民訴法第87条第2項、第187条参照）。

イ かように、民訴法における口頭弁論の規律は適用されないので、ウェブ会議に限る必要はなく、電話会議による関与を認める甲案に賛成する。

- (3) （注）の関係人の意向聴取については、補足説明で紹介されている、裁判所の相当性判断中で適宜考慮すればよく、独立の要件とする必要はないとの意見に賛成である。

4 財産開示期日について（(4) 申立人のウェブ会議・電話会議による参加（ア））

ア 財産開示期日は非公開手続であり、申立人は立会権が認められるが、申立人の立会いがなければ財産開示期日を実施できないわけではない。したがって、申立人の立会権は、民訴法第187条第2項の当事者の立会権と同趣旨であり、改正民訴法第187条第3項に準じ、ウェブ会議に限らず、電話会議による出頭の機会を認めるべきである。

乙案は、関与の方法をウェブ会議に限定するものであるが、立会いは義務ではないから、申立人の関与の方法を限定する理由はない。

イ 甲案・乙案いずれも最高裁規則で定めることを提案するが、財産開示期日（民執法第199条）も法律事項であるから、その改正事項として定めれば足り、最高裁判所規則事項とする理由はない。

ウ （注）は意見聴取の範囲を尋ねているが、申立人の意見を聴く必要はあるが、債務者（開示義務者）の意見を聴く必要はない。申立人の立会いの可否の判断自体が申立人に委ねられているのであるから、関与の方法を含め開示義務者は意見を聴く対象ではない。

5 財産開示期日について（(4)債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述（イ））

ア 財産開示手続における開示義務者は、申立人と対立構造にある相手方であ

り、民事訴訟手続における当事者と同様の地位にある。したがって、財産開示期日における陳述は当事者本人の尋問（民訴法第207条）と同じであり、民訴法第210条が証人尋問に関する改正民訴法第204条を準用しているのであるから、相手方への質問・相手方の陳述も改正民訴法第204条と同様の規律を設ければ足りるというべきである。

なお、民訴法は法文ではなく、民訴規則第123条において、裁判所は当事者の意見を聴取すべきことを定めているが、民執法では、法律事項として規定し、執行裁判所は、開示義務者のウェブ会議による参加を認めるに際し、申立人の意見を聴くべきである。

イ（注）では、本文イ①bの事由がある場合にウェブ会議の利用を否定する考え方を提案している。

しかし、民訴法第204条第2号は「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第95号）で追加されたもので、財産開示手続における開示義務者においても、犯罪被害者等と同様の立場にある者は想定しうるから、あえて除外する理由はない。

#### 5 入札期日、開札期日、競り売り期日等の民執規則上の期日（（後注））

民執規則は、入札しようとする者は入札期日に本人又は代理人の出頭が義務づけられているが、より高額な売却を実現するためには入札参加の機会を増やし多数の入札者による売却を実施することが有用である。競り売りについても、民間ではネットオークションも行われており、その可能性を否定する必要はない。

ただし、ウェブ会議や電話会議の導入は、成りすましや大量入札等の執行妨害のリスクを伴う可能性があるから、それらリスク除去も併せて検討する必要がある。

#### 5 売却及び配当

##### (1) 売却決定期日を経ない売却

売却決定期日において売却の許可又は不許可の決定を行う仕組みとは別に、売却の許可又は不許可に関する意見を陳述するための一定の期間を設定することにより、売却決定期日を経ることなく売却をする仕組みを設けるとし、その具体的な内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所書記官は、売却を実施させる旨の処分と同時に、売却決定期日を指定し、又は、売却の許可若しくは不許可に関する意見を陳述すべき期間（以下「意見陳述期間」という。）及び売却の許可若しくは不許可の決定をする日（以下「売却決定の日」という。）を指定する。



② ①において売却決定期日を指定した場合には、当該期日において売却の許可又は不許可の決定をする。

③ ①において意見陳述期間及び売却決定の日を指定した場合には、当該売却決定の日において売却の許可又は不許可の決定をするが、当該決定に対する執行抗告期間は、民執法第10条第2項の規定にかかわらず、当該売却決定の日から起算する。

(注) ①で指定した意見陳述期間や売却決定の日については、現行の民執規則において公告及び差押債権者等への通知をすべきものとされている売却決定期日の日時・場所等(同規則第36条、第37条)と同様に、公告及び通知をすべきものとする。

## (2) 配当期日を経ない配当

配当期日を経て配当を実施する仕組みとは別に、配当異議の申出をするための一定の期間を設定することにより、配当期日を経ることなく配当を実施する仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとする。

① 裁判所は、配当期日の指定に代えて、配当異議の申出をすべき期間(以下「異議申出期間」という。)を指定することができる。

② 民執法第85条第1項の規定による配当の順位・額等の決定及び配当表の作成は、配当期日を指定した場合には、当該配当期日において行うが、異議申出期間を指定した場合には、当該期間に先立ち、期日外において行う。

③ ①において異議申出期間を指定した場合には、当該指定に係る裁判書及び②において作成した配当表を民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者に送達又は送付しなければならない。

④ 配当異議の申出は、配当期日を指定した場合には、当該配当期日において、①において異議申出期間を指定した場合には、当該期間内に、これを行わなければならない。

(後注) 本文(1)及び(2)に掲げた考え方とは別に、売却決定期日及び配当期日を指定する仕組みを廃止し、期日を経ることなく売却又は配当を行う仕組みのみとする考え方がある。

## 【意見】

- 1 (1)本文及び(注)に賛成する。なお、公告(民執規則第4条第3項)のインターネットの利用に、裁判所のウェブサイトへの掲載を含めるべきである。
- 2 (2)について、基本的に賛成するが、③の異議申出期間の指定した裁判書及び配当

表につき、送達又は送付ではなく、売却決定期日と同様に公告又は通知によるべきであり、公告（民執規則第4条第3項）のインターネットの利用に、裁判所のウェブサイトへの掲載を含めるべきである。

- 3 （後注）について、期日方式の廃止に賛成する。ただし、異議申出期間になされた異議、審尋結果等が記録化され、利害関係人の閲覧等にも供される制度の創設を条件とする。

## 【理由】

### 1 売却決定期日を経ない売却（(1)）

- (1) 売却決定期日（民執法第69条）を指定する趣旨は、①利害関係人に意見陳述の機会を付与すること、②決定の告知の方法を言渡しに限定することにより執行抗告（民執法第74条）の期間の起算日を画一化し（民執規則第54条）、売却の画一性、安定性を図ることにある。

しかし、①の意見陳述は、執行裁判所に職権発動を促し、自己の利益を保全する機会を与える趣旨であるから、その機会を売却決定期日に限る必然性はなく、期間を定める方法でも実現可能である。また、②の起算日の確定についても、言渡し以外の方法も考えられるのであるから、期日を経ない売却を認めるべきである。

- (2) 中間試案の③は、執行抗告の期間起算日を言渡し日（民執規則第54条）ではなく、事前に決定された売却決定の日とするものである。売却許可決定に対する抗告権者の範囲が広範であることから、執行抗告の起算点について、告知の方法（民執法第10条第2項）の趣旨の徹底のため言渡時を基準としているが（民執規則第54条）、売却決定期日を経ない場合には、言渡日に代わる起算日を定める必要がある。③は、決定について、告知のない決定を起算日とする例外を認めるものであるが、入札者を含む抗告権者にすれば、起算点が明確である限り告知の有無に拘る必要は乏しい。したがって、売却決定の日を起算点とする③に賛成する。

- (3) （注）では、決定の告知の方法として、送達又は送付ではなく、公告（民執規則第4条）及び通知を掲げているが、迅速に告知する方法としては、公告及び通知が有効であるので、賛成する。なお、民執規則第4条第3項では、インターネットを利用する方法も認めているが、裁判所のウェブサイトへの掲載を含めるべきである。

### 2 配当期日を経ない配当（(2)）

- (1) 配当期日は、①「元本及び配当期日等までの利息その他の附帯の債権の額並び

に執行費用の額」を確定するための基準時であり（民執規則第60条）、また、②債権者及び債務者に異議の申出（民執法第89条）の機会を付与することにある。

しかし、①の基準時は、期日以外の方式でも事前に指定することは可能であるし、②の異議の申出は、配当の実施を暫定的に阻止することにあるから、申出の期間を事前に指定する方法でも、その趣旨は実現可能である。

したがって、配当期日を経ない配当を認めるべきである。

(2) (2)③について

中間試案の③は、「①において異議申出期間を指定した場合には、当該指定に係る裁判書及び②において作成した配当表を民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者に送達又は送付しなければならない。」として配当表等の送達又は送付について定めている。

しかしながら、現在の実務では、配当期日の3日前までに配当表原案が作成され、希望する債権者等に事前開示する運用がされている。そうであるならば、中間試案のように送達又は送付をしなければならないとすると、現在の実務よりも配当期日が遅くなることになりかねない。

したがって、配当表を短時間で告知できるように、売却決定期日の告知と同様、公告及び通知によるものとし、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によるものとすべきである。

3 （後注）

- (1) （後注）は、売却決定期日及び配当期日を指定する仕組み自体を廃止することを提案する。

現在の実務では、売却決定期日については、大都市部の執行裁判所では同一日に多数の期日指定がされ（最大50件程度）大量の処理がされている。そのため、取り扱われる入札書の数も膨大で、執行官は即座にその効力を判定しなければならず、その判断資料も入札書に限られている。しかし、期間方式であれば、慎重に審査をすることも可能となるから、より適正な手続を実現するためには、期日方式よりも期間方式の方が有効である。

また、配当期日についても、大量処理が要求されることは同様であり、裁判所書記官は、配当期日の3日前までに配当表原案を作成し、配当期日に備えるという運用がされており、配当についても、より適正な手続を実現するためには、期日方式よりも期間方式の方が有効である。

- (2) 売却決定期日、配当期日には、利害関係を有する者は意見を陳述し、執行裁判所は必要があれば債権者等を審尋することもできるが（民執法第70条、第85

条第4項)、意見陳述、審尋の内容は他の利害関係人も期日に聴取する機会が与えられている。その意味で、利害関係人に他の利害関係人の陳述、審尋結果を知る機会を確保するためには期日方式は有効である。

しかし、執行裁判所が、期日での聴取と同様、債権者等から聴取した内容を記録化し、記録化することが確保されるのであれば（民執規則第12条参照）、あえて期日方式に拘る必要はないと考える。

## 6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民執法第17条の規律を基本的に維持し、利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

（注1）電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注2）一定の債権者（例えば、配当要求をした債権者）も、（注1）②の当事者と同様に、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするとの考え方がある。

### 【意見】

- 1 本文に賛成する。
- 2 （注1）に賛成する。
- 3 （注2）に賛成する。

### 【理由】

#### 1 本文

##### (1) 閲覧等の主体

民執法第17条では、利害関係を有する者のみが事件記録の閲覧・謄写等を請

求できると定めるが、記録が電子化される場合に、閲覧等が認められる請求の主体に差異を設ける理由はない。閲覧等が認められる主体は利害関係を有する者を基準とすべきである。

## (2) 閲覧等の方法

閲覧等の方法についても、民事訴訟手続で認められる方法と差異を設ける理由はないから、少なくとも改正民訴法第91条の2及び同3で認められる方法での閲覧等は認めるべきである。

## 2 (注1) について

- (1) (注1)の①は、民事訴訟手続では認められていない利害関係人による裁判所外端末を用いた閲覧等も提案している。そこで、民事執行手続で民事訴訟手続とは異なる扱いを認めるかが問題となる。
- (2) 民事執行の事件記録は記載事項も類型化・定型化されており、民事訴訟の事件記録ほどセンシティブな個人情報が記載される可能性が低いこと、不動産執行では既に3点セットがネット上で閲覧に供されているが、特段の支障が生じていないことから、利害関係人が裁判所外の端末で閲覧・複写することも認めるとしても、支障が生じるとまでは考えられない。

## 3 (注2) について

- (1) 民執法第17条は、利害関係の有無を裁判所書記官の個別判断に委ねているが、(注2)は、類型化された一定の債権者については利害関係が認められる蓋然性が高いことから、個別判断を経ることなく、閲覧等を認める考え方を提案するものである。
- (2) 民事執行では、執行手続を利用できる債権者（有名義債権者、担保権者）とそれ以外の一般債権者は截然と区別されており、前者は執行手続における債務者と典型的に利害関係を有すると考えられること、現状においても利害関係の有無に関する裁判所書記官の判断は定型的であって、あえて執行手続を利用できる債権者が裁判所書記官による判断を求める必要性も実益も乏しいことに鑑みれば、一定の債権者は法律の規定に基づき閲覧等を認める考え方は合理的である。

なお、どの時点での債権者に閲覧を認めるのかが問題となるが、民事執行手続では債権の存在については一応公的に確認されているので、届出がされていれば足りると考える。

## 7 送達等

### (1) 電磁的記録の送達

民事執行の手續における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(注) 本文の考え方を基礎とした上で、申立債権者や送達を受ける第三債務者の利益等に配慮しつつ、電子情報処理組織による送達の活用の在り方について検討すべきとの考え方がある。

## (2) 公示送達

民事執行の手續における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(後注) 民事執行の手續における公告の方法を見直し、裁判所の掲示場に掲示し、又は裁判所設置端末を使用して閲覧することができるようにすることに加えて、公告事項又はその要旨を裁判所のウェブサイトで公示する方法を導入するとの考え方がある。

## 【意見】

- 1 (1)に賛成する。(注)について、立法論として、第三債務者には改正民訴法第109条の2第2項の受訴裁判所への届出とは異なり、事前の包括的な届出制度を認めるべきである。また、当該届出がされた場合には、裁判所書記官の裁量を制限し、システム送達に限定すべきである。
- 2 (2)に賛成する。
- 3 (後注)について、賛成する。裁判所のウェブサイトに掲載する方法を導入すべきである。

## 【理由】

### 1 電磁的記録の送達 ((1))

- (1) 債権者、債務者に関する送達について、民事訴訟手續の当事者と区別する理由は見出しがたい。したがって、改正民訴法第109条から第109条の4の規定を準用することに賛成する。
- (2) システム送達は送達の効力発生時期(改正民訴法第109条の3)について、受送達者が閲覧・ダウンロードした時のほか、見なし送達の規定を設け(同第1項第3号)、通知が発せられた日から1週間を経過した時にも送達の効力を認めている。そのため、第三債務者に対する送達では、本来迅速性が期待されるシステム送達が従前の書面による送達よりも遅くなる事態が生じる、システム送達では送達時期を第三債務者が恣意的に選択できることになる、等の債権者にすれば

予測不可能なリスクを孕むことになる。他方、第三債務者にしても、送達方法の決定を裁判所書記官の選択に委ねている改正民訴法第109条の2第1項の規定振りからは、いずれの送達にも対応するために準備せざるを得ないことになる。

かかる状況を踏まえ、（注）は、申立債権者や送達を受ける第三債務者の利益等に配慮しつつ、電子情報処理組織による送達の活用の在り方について検討すべきと提案するものであり、賛成する。

具体的には、改正民訴法第109条の2第2項は、システム送達による旨の届出を必要としているところ、債権差押における第三債務者は、送達を受けるまで事件が係属していることを知らされていないので、そもそも届出のしようがないから、第三債務者の届出は、受訴裁判所ではなく裁判所に改めるべきである。また、裁判所書記官の裁量を排除し、第三債務者が裁判所に届出をした場合には、裁判所書記官はシステム送達によるべき旨を明記すべきである。

## 2 公示送達（(2)）

公示送達についても、民事訴訟手続と民事執行手続で区別する理由はないから、改正民訴法第111条を準用すべきである。

## 3 （後注）

改正民訴法第111条本文では、「裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置」（裁判所のウェブサイトに掲載する方法）が公示送達の方法として提案されている。

現行民執規則第4条第3項では、インターネットを利用する方法も認めているが、現状、裁判所のウェブサイトに掲載する方法では運用されていない。そこで、民事執行手続において、裁判所のウェブサイトへの掲載を認めるべきである。

## 8 債務名義の正本の提出・執行文の付与

### (1) 債務名義の正本提出に関する規律の見直し

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、強制執行は、当該債務名義に係る電磁的記録自体に基づいて実施することとし、債務名義を証明する文書の提出は不要とするものとする。

（注）本文に掲げるもののほか、民事執行の手続において裁判の正本を提出することとされている場合において、当該裁判に係る裁判書が電磁的記録により作成されたとき（強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成された場合等）についても、本文の規律と同様に、当該裁判を証明する文書の提出を不要とするものとする。

(2) 執行文に関する規律の見直し

ア 単純執行文

【甲案】

現行法上、強制執行の実施に当たり単純執行文の付与が必要となるケースでも、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、単純執行文の付与を不要とするものとする。

【乙案】

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合においても、現行法と同様に、単純執行文の付与を必要とするものとする。

(注) 甲案をとる場合には、債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合にも、単純執行文の付与を不要とする考え方もある。

イ 特殊執行文

現行法上、強制執行の実施に当たり特殊執行文が必要となるケースについては、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合においても、現行法と同様に、特殊執行文の付与を必要とするものとする。

【意見】

- 1 (1)本文及び(注)に賛成する。
- 2 (2)アについて、甲案に賛成する。ただし、執行裁判所が単純執行文付与の条件をシステム上で確認できることを条件とする。(注)に示される考え方に反対する。
- 3 (2)イに賛成する。

【理由】

1 債務名義の正本提出に関する規律の見直し (1)

- (1) 裁判のIT化を受けて、裁判所が新たに制作する事件管理システムでは、受訴裁判所以外の裁判所が受訴裁判所の訴訟記録にアクセスをして確認できる仕様とすべきである。

かかる前提が想定される場合、執行裁判所は、本案裁判所の訴訟記録にアクセスをして債務名義の内容を確認することが可能となることから、あえて債権者に債務名義を証明する文書の提出は求める必要はない。したがって、見直しに賛成する。



- (2) 執行裁判所は、強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成された場合等についても、当該裁判が係属する裁判所の訴訟記録にアクセスをして内容を確認することが可能となることから、別途、当該裁判を証明する文書の提出を求める必要はないので、不要とする（注）に賛成する。

## 2 執行文に関する規律の見直し ((2)ア)

### (1) 単純執行文（ア）

ア 執行文付与は、単純執行文の制度の見直し（ア）については、執行裁判所と債務名義作成機関との間の役割分担の問題であり、債務名義作成機関が調査する単純執行文付与の際の実体的要件（①有効な債務名義の存在と②申立人及び相手方が債務名義に表示された当事者と一致すること）に相当する要件は、IT化に伴い、執行裁判所が本案裁判所の訴訟記録にアクセスをして確認することが可能となることから、執行文付与の手続を維持する必要はない。したがって、【甲案】に賛成する。

イ 【乙案】は、単純執行文の付与の際に確認されている事情を執行裁判所が確認することを可能とするための制度的な手当てや、執行文の付与等に関する異議の手続が果たしていた役割をどの機関が担うべきかを検討すべき課題として掲げ、単純執行文の付与の廃止に疑義をいただく。しかし、執行文付与の実体要件①②は、執行裁判所が申立書と事件記録を調査することで可能である。また、異議の手続（民執法第32条）は、執行裁判所の所管に移管すれば足りる。

- (2) （注）は、電磁的記録が作成されるか否かにかかわらず、執行文付与の手続を廃止する考え方であるが、執行裁判所と本案裁判所を区別し、書面による訴訟記録を本案裁判所の書記官が管理する以上、執行文付与の実体要件を調査する裁判所書記官の役割は存在するから、（注）の考え方には反対である。

### 3 特殊執行文 ((2)イ)

特殊執行文（条件成就執行文、承継執行文等）は、債務名義の内容の補完ないし変更を伴うことから、付与に当たって特殊執行文に特有の要件を満たすか否かを調査する必要があり、そのためには、債務名義作成機関の関与が望ましい。したがって、現行法と同様に特殊執行文の付与を必要とすべきである。

## 9 執行官と民事執行の手続のIT化

執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続について、執行裁判所が執行機関となる場合におけるのと同様にIT化するものとする。

(注) いずれの民事執行の手続においても、執行官に対する申立て等については、執行裁判所に対する申立て等に関する規律（前記 1 及び 2）と同様とするものとする。

【意見】

- 1 本文に賛成する。
- 2 (注) に賛成する。

【理由】

- 1 執行機関が執行裁判所か執行官かによって I T 化の取扱いを区別する理由はないから、執行裁判所が執行機関となる場合の I T 化の議論は、執行官にも当てはまるというべきである。
- 2 上記 1 記載のとおり、執行機関が執行裁判所か執行官かによって区別する理由はないから、執行官に対する申立て等についても、執行裁判所と同様の規律を設けるべきである。

10 その他

(注 1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、I T を活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注 2) 費用額確定処分の申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注 3) 民執法第 9 1 条第 1 項に基づき配当留保供託がされた場合において、長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないままとなっている事案を解消するための方策（例えば、供託から一定期間が経過した際には裁判所から債権者に対して状況を届け出るよう催告することとし、届出がないときは供託を終了して他の債権者に配当等を実施する制度の導入等）について検討すべきとの考え方がある。

(注 4) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

【意見】

- 1 (注 1) に賛成する。
- 2 (注 2) に賛成する。
- 3 (注 3) に反対する。

- 4 （注4）について、登記・供託手続や電子化された公正証書に基づく強制執行の申立てなど、裁判所外の手続との間で電子的な連携ができるようにするべきである。

【理由】

1 （注1）

I Tを活用した証拠調べ手続を認める実益は、民事訴訟手続と同様、民事執行手続にもあるから、導入すべきである。

2 （注2）

費用額確定処分の申立てについては、民事訴訟手続では期限を設けたが、民事執行手続を区別する理由はないので、認めるべきである。

3 （注3）

配当留保供託では、供託金の払渡しは裁判所書記官が供託所に支払委託をすることが必要であり、執行手続の一部を構成している。したがって、供託事由が消滅しない限り、裁判所書記官は支払委託をすることができず、執行手続が終了できないことになるが、供託事由の消滅の有無は裁判所書記官の知り得ない事情である。

そこで、裁判所書記官に供託事由の消長に関する照会の手続を導入する必要は理解できる。

しかし、提案は、届出懈怠という手続違反だけで、供託を終了させ、結果として留保債権者の配当を受ける権利を奪うものであるから、債権者の実体的権利・財産権を剥奪するものであり、行き過ぎである。

4 （注4）裁判所外のシステムとの連携について

登記及び供託については、法務省が「登記・供託オンライン申請システム」を構築しており、インターネットを用いて登記及び供託が可能となっている。また、公正証書については、その作成手続を全面的にオンライン化することが検討されている。

このような裁判所外の機関におけるインターネットを用いた手続によって電子的に作成された文書等については、裁判所のシステムとの間で電子的な連携ができるようにすることにより、民事執行手続の更なる迅速化と利便性の向上を実現することができるようにするべきである。

## 第2 民事保全

### 1 裁判所に対する申立て等

#### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事保全の手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

#### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事保全の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

### 【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

### 【理由】

#### 1 インターネットを用いてする申立て等の可否について

民事保全の手続においても、申立て等について、民事訴訟手続における申立て等と同様、利便性の観点から、民訴法の規定を準用し、インターネットを用いてすることができることに異論はない。

#### 2 インターネットを用いてする申立て等の義務付けについて

民事保全の手続においても、民訴法の規定を準用し、委任を受けた手続代理人等についても、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないことに特段の支障はなく、相当である。

### 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

#### (1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

（注）のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(A案)と、電子化を目指しつつも、民事保全の手続の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(B案)がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(A-1案)のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、民事保全の手続の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある(A-2案)。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方(B-1案)、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する(電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする)考え方(B-2案)、③当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する(当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に電子化しなければならないものとする)考え方(B-3案)がある。

## (2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事保全の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

- i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
- ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
- iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

#### 【意見】

- 1 (1)本文に賛成する。(注)の考え方のうち(A-1案)に賛成する。
- 2 (2)本文及び(注)に賛成する。

#### 【理由】

##### 1 提出書面等の電子化の対象事件等について

民事保全の手続には、民事訴訟手続と異なり当事者対立構造になく、争点整理手続等がない特性から、電子化のメリットが相対的に低いと思われる類型があるとしても、電子化のメリットがなくなるわけではない。保管コストの低減や事件記録の閲覧等における利便性の向上等の電子化のメリットは、全ての民事保全事件について一元的に電子化することにより、その効果を発揮することができる。また、上級審への記録移送などの迅速性の観点からも電子化がされていることが望ましい。

むしろ、事件の種類や事案の内容に応じて電子化する場合と電子化しない場合とを使い分けることは、その電子化の要否の判断に混乱が生じる。また、事後的に電子化が必要となった場合等には、かえって事務コストの増大につながるおそれがある。

なお、全ての民事保全事件について電子化のルールを適用すると、民事保全事件全体で保全命令の発令が遅れる可能性があるとの指摘があるが、全ての事件について電子化することを義務付けるからといって、保全命令の発令までに電子化することまで求められるものではなく、保全命令の発令をした後に電子化する処理も可能

であり、民事保全事件の迅速性は全ての民事保全事件の電子化を求めない理由にはならない。

## 2 提出書面等の電子化のルール

民訴法第132条の12第1項、同条の13第1項など電子化の例外を定める民訴法の規律の趣旨は、民事保全事件の手続においても同様に妥当するものといえることから、民訴法と同様の規律とするべきである。

## 3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

### 【意見】

賛成する。

### 【理由】

民事保全事件の手続においても、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについて、当事者や第三債務者、利害関係人等による閲覧等が、それら者に対する送達・送付の対象となるなど、インターネットを通じた利用が予定されていることから、電磁的記録によって作成するのが適当であり、そのことについて支障はないと考えられる。

## 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

### (1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。

### (2) 審尋の期日

① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判

所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議を当事者に利用させることができるものとする。

- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

- (3) 仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日

**【甲案】**

裁判所は、相当と認めるときは、債務者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、民保法第23条第4項所定の仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

**【乙案】**

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

- (4) 保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日

**【甲案】**

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

**【乙案】**

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

**【意見】**

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。
- 3 (3)は、基本的に甲案に賛成するが、その規律としては、ウェブ会議による方法を原則としたうえで、当事者双方に異議がなければ、電話会議による方法によることができるものとすべきである。なお、ウェブ会議の方法により審尋の期日を行うにあたっての手続保障としては、「相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて」



(改正民訴法第87条の2第2項参照) とするべきである。

- 4 (4)は、基本的に甲案に賛成するが、その規律としては、ウェブ会議による方法を原則としたうえで、当事者双方に異議がなければ、電話会議による方法によることができるものとすべきである。なお、ウェブ会議の方法により審尋の期日を行うにあたっての手續保障としては、「相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて」(改正民訴法第87条の2第2項参照) とするべきである。

## 【理由】

### 1 口頭弁論の期日及び審尋の期日について

民事保全手續においても、民事訴訟手續及び民事執行手續と同様に、口頭弁論期日、審尋の期日及び参考人等の審尋の期日について、当事者の利便性や相手方の反対尋問権の保障等の観点から、民訴法と同様の規律とするのが相当である。

### 2 仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日について

仮の地位を定める仮処分命令には、様々な内容があるが、仮処分命令が発令されると、債権者は本案を経なくとも目的を達成し、債務者に極めて大きな影響を与えることが多い。

そして、審尋の期日については、民事訴訟手續における争点整理と同様の期日であることが多いとは必ずしもいえず、疎明資料とともに、債務者審尋によって仮処分命令発令の要件を満たすか否が検討されるのであるから、証拠調べとしての性質を少なからず有する場合も多い。

したがって、証人尋問等について電話会議による尋問を認めない改正民事訴訟法(第204条)と同様に、基本的には電話会議の利用を認めるべきではない。

なお、保全手續であること、民事訴訟手續における証人尋問とは異なることから、ウェブ会議による方法により審尋の期日を行うにあたっての手續保障として、民事訴訟手續においてウェブ会議等の方法による尋問を実施するための要件までは不要である。しかしながら、仮の地位を定める仮処分命令における債務者審尋は、債務者のみならず、保全要件を疎明する債権者の利害にもかかわることから、債務者の意見のみを聴くのでは不十分であり、改正民訴法第87条の2第2項と同様に、「当事者の意見を聴いて」とするべきである。

また、保全手續であること、民事訴訟手續における証人尋問とは異なること、証拠調べの性質を有する審尋のみならず、実際には争点整理と同様の期日もあることから、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも許容するべきである。

### 3 保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日について

保全異議、保全取消し及び保全抗告事由の疎明という意味で証拠調べとしての性質を少なからず有する場合が多い。

したがって、これら審尋期日においては、証人尋問等について電話会議による尋問を認めない改正民事訴訟法（第204条）と同様に、基本的には電話会議の利用を認めるべきではないが、2と同様、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも許容するべきである。

また、ウェブ会議による方法により審尋の期日を行うにあたっての手續保障としては、2と同様に、民事訴訟手續においてウェブ会議等の方法による尋問を実施するための要件までは不要であり、「当事者の意見を聴いて」ということで足りるといふべきである。

### 5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体及び債権者以外の者の請求の時期に係る民保法第5条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この5において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（注）電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

#### 【意見】

- 1 本文に賛成する
- 2 （注）に賛成する。

## 【理由】

民事保全手続においては、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件記録の閲覧・謄写等を請求することができることとされている（民事保全法第5条）。そこで、当事者等の利便性の観点から、民訴法と同様に、利害関係を有する者は、民事保全法第5条の規律にしたがって、電子化された事件記録について、閲覧等を行うことができるとするのが相当である。

## 6 送達

### (1) 電磁的記録の送達

民事保全の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

### (2) 公示送達

民事保全の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

## 【意見】

- 1 (1)に基本的に賛成する。ただし、第三債務者に対する送達に関し、インターネットによる送達と書面による送達との間で不公平な結果とならないよう、実務の在り方を含めて、引き続き検討されるべきである。
- 2 (2)に賛成する。

## 【理由】

### 1 電磁的記録の送達

民事保全手続においても、民事訴訟手続と同様に、事件記録は電磁的記録によって作成及び保存されることから、その送達の方法についても、民訴法と同様の規律とするのが相当である。

なお、インターネットによる送達については、受送達者が閲覧・ダウンロードした場合のほか、通知が発せられた日から1週間を経過した時にも送達の効力が生じる（みなし送達）としている。そうすると、民事保全手続における第三債務者に対する送達において、インターネットによる送達をする場合、効力発生までに事実上1週間の猶予期間を与えることになりかねず、書面による送達との間で効力発生の時期に不公平な結果が生じるおそれがある。そのため、第三債務者に対する送達のあり方については、実務のあり方を含めて引き続き検討されるべきである。

## 2 公示送達

民事保全の手続においても、民事訴訟手続と同様の手続とするのが相当である。

## 7 その他

- (注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。
- (注2) 費用額確定処分 of 申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。
- (注3) 保全執行に関する手続については民事執行の手続と同様にIT化するものとする。
- (注4) 本案の訴えの提起又はその係属を証する書面（民保法第37条第1項）については、保全命令を発した裁判所において本案の訴えの提起又はその係属を裁判所のシステムを通じて確認することとして、起訴命令を寄せられた債権者による提出を不要とするものとする。
- (注5) 和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする（現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。）。
- (注6) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

### 【意見】

- 1 (注1) に賛成する。
- 2 (注2) に賛成する。
- 3 (注3) に賛成する。
- 4 (注4) に賛成する。
- 5 (注5) に賛成する。そのうえで、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化及び定額化を図るべきである。
- 6 (注6) に賛成する。
- 7 以下の規律を設けるべきである。
  - ① 仮の地位を定める仮処分において、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経る場合（民事保全法第23条第4項本文）においては、民

事保全法第31条と同様に、審理の終結する日を決定しなければならない。

- ② 仮の地位を定める仮処分（ただし、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経る場合）、保全異議、保全取消し（ただし、民事保全法第31条が準用される保全取消しに関する裁判に限る。）、保全抗告においては、審理を終結したときは、仮処分命令、保全異議、保全取消し、保全抗告に関する裁判をする日を定めなければならない（家事事件手続法第72条参照）。

## 【理由】

### 1 ITを活用した証拠調べ手続について

ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と異なる規律とする必要性がないことから、民訴法と同様の規律とするのが相当である。

### 2 費用額確定処分の申立ての期限について

費用額確定処分の申立ての期限について、民事訴訟手続と異なる規律とする必要性がないことから、民訴法と同様の規律とするのが相当である。

### 3 保全執行について

保全執行に関する手続について、民事執行手続と異なる規律とする必要性はないことから、民事執行法と同様の規律とするのが相当である。

### 4 本案の訴え提起又はその係属を証する書面について

本案の訴え提起又はその係属を証する書面について、民事執行手続における債務名義の正本と同様に、裁判所がシステム上でこれを確認することができるから、提出を不要とするのが相当である。

### 5 和解を記載した調書の送達について

和解を記載した調書の送達について、民事訴訟手続と異なる規律とする必要性はないことから、民訴法（改正民訴法第267条第2項）と同様、当事者に送達しなければならないとするのが相当である。

また、申立手数料については、郵便費用を含めて一本化することがわかりやすく相当である。また、インターネットを利用した申立について、これを利用しない申立と比較して手数料を低額化することも検討されるべきである。インターネットを利用した申立やシステム送達が利用されることが多くなることから、申立手数料は大幅に低額化すべきである。

### 6 裁判所書記官の権限の見直しについて

民訴法の内容を踏まえて、裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど、実務上必要な見直しを行うことに反対する理由はない。

### 7 仮の地位を定める仮処分及び保全異議等における裁判をする日の定めについて

仮の地位を定める仮処分命令、保全異議、保全取消しおよび保全抗告において、口頭弁論や審尋の期日が実施され、審理を終結した場合に、実務上、いつ仮処分命令や保全異議、保全取消し、保全抗告に関する各裁判がされるのか不明であり、不服申立ての対応が困難となるなど、当事者の手続保障に欠ける。

したがって、家事事件手続法第72条において、審理を終結したときに審判をする日を定めなければならないとされたのと同様の趣旨で、これら手続においても審理を終結したときに仮処分命令や保全異議、保全取消し、保全抗告に関する裁判をする日を定めなければならないとする規律を設けるべきである。

### 第3 破産手続

#### 1 裁判所に対する申立て等

##### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

破産手続等（破産法第2条第1項に規定する破産手続及び破産法第12章に規定する免責・復権に係る手続をいう。以下同じ。）において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

（注）申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力の方法を検討すべきとの考え方がある。

##### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

###### ア 委任を受けた代理人等

破産手続等において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

###### イ 破産管財人等

破産管財人等（破産管財人及び保全管理人をいう。以下同じ。）は、当該選任を受けた破産手続等において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

（後注）本文の考え方のほか、債権届出については、破産手続において自認債権制度

（民事再生法第101条第3項参照）を設けるなど破産債権者による債権届出がなくとも破産手続において破産債権があるものとして扱うことができる制度、債権届出を容易にする制度及び債権届出をサポートする制度を創設した上で、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれをしなければならないものとするとの考え方がある。

##### (3) 破産管財人と債権届出

###### 【甲案】

破産債権者が多数に上るケースにおいて、破産管財人が、裁判所の決定

を得て、次のような債権届出に関する事務を行うことができる規律を設けるものとする。

- ① 破産債権者は、破産管財人に対して、債権届出をすることができる。
- ② 破産管財人は、裁判所に対して、①の規律により受けた債権届出を届け出る。

#### 【乙案】

破産管財人が破産債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出することについては、今後の実務上の解釈及び運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする。

#### 【意見】

- 1 (1)本文、(注)について、賛成する。ただし、各地方の特性・実情に配慮したシステム・フォーマットの設計を検討すべきである。
- 2 (2)のア、イに賛成する。
- 3 (2)(後注)の債権届出については、直ちに全面的に義務化をすることには反対するが、金融機関や貸金業登録をされている貸金業者等一定の者に義務付けることには賛成である。なお、破産手続において自認債権制度(民事再生法第101条第3項参照)を設けるなど破産債権者による債権届出がなくとも破産手続において破産債権があるものとして扱うことができる制度の創設については反対である。
- 4 (3)について、乙案に賛成する。

#### 【理由】

- 1 インターネットによる申立て等について (1)、(注) 関係  
他の手続に比べ、破産手続等については、以下の点において、申立て等のIT化・デジタル化による利益が大きいと考えられる。
  - ① 申立人が迅速かつ容易に破産手続の申立て等を行うことができる。例えば、副本の作成等の労力と資源を節約することができ、その結果、迅速な申立てにも繋がるため、申立人の利益に資する。
  - ② 破産管財人に対する引継ぎや管財業務を迅速かつ円滑に行うことができる。また、裁判所が構築するシステムの内容によっては、申立書記載の情報や債権届出書の情報を円滑に債権調査や配当計算に使用することができる。例えば、債権届出書の情報を直接債権調査等に反映させることができれば、管財業務が迅速かつ円滑に行われることとなり、破産事件がより迅速に終了すれば、申立人の利益にも資する。



- ③ 申立書、添付書類、債権届出書等といった書類や当該書類に記載された情報が電子化されれば、申立人、裁判所、破産管財人等において、事件記録の作成、保管、検索、情報共有、引継ぎ等が効率的かつ容易となる。
- ④ 遠方の裁判所への破産申立てや債権届出等において、郵送費等の費用が削減でき、迅速かつ容易に申立て・債権届出等が可能となることから、申立人や債権者の利益に資する。
- ⑤ 裁判所において、膨大な案件にかかる事務処理の負担を軽減することができる。
- ⑥ 裁判所がデジタル化された多様なデータを取得することを可能にし、デジタルデータの統計的分析及びそれに基づく将来の運用改善策の検討等が可能となる。また、デジタルデータを利用した行政との連携を図ることも可能となる。

以上の点から、倒産手続の特質・特性に応じたIT化・デジタル化の実現を目指すべきであり、そのためには、申立人や債権者等、国民にとってより利用しやすく、迅速かつ円滑に倒産手続を進めるためのシステムを構築すべきである。具体的には、破産申立て等について、定型的な申立書記載事項はフォーム入力できるようなシステムや、PDFその他のデータ形式を送信する方法により申し立てる場合であっても、当該データ内容を自動認識して、後の管財業務や債権調査・配当手続に活かすとともに、裁判所における統計データの収集・活用等ができる独自のシステムを構築・整備すべきである。

もっとも、フォーマット入力的方式を採用することにより、全国统一の運用が強制されることになりかねず、これまで各裁判所で行われてきた申立書等の記載内容や添付書類の工夫、その申立書等を前提とした実務運用の工夫の成果が損なわれてしまうという懸念が存在する。いうまでもなく、現在、各裁判所で行われている地方の実情に応じた様々な運用上の工夫は尊重されるべきである。したがって、今後、申立てのためのシステム・フォーマットの設計を検討するにあたっては、各地方の特性・実情に対して十分な配慮をすることが必要である。

なお、上記の懸念を理由として申立て等をフォーマット化することに反対する意見もあったが、申立書等をフォーマット化することによって必然的に上記の実務運用上の工夫の成果が損なわれるわけではない。今後検討されるフォーマットやシステムの設計の工夫、構築されたシステムに応じた更なる運用の工夫等によって、当該成果を尊重することは十分可能であるため、申立て等をフォーマット化することによる多大なメリットを考えれば、地方の実情に応じた運用の尊重を理由としてフォーマット化を全面的に否定する必要はなく、フォーマット化を進めつつ、地方の

実情に応じた運用を尊重する方法を検討すべきである。

## 2 インターネットによる申立て等の義務付けについて (2)ア、イ関係

前記のとおり、倒産手続のIT化・デジタル化を進めることによる多大な利益が存在するものの、インターネットを用いてする申立て等を義務化しなければ、倒産手続のIT化・デジタル化は一向に進まないこととなりかねないので、義務化は必須である。また、弁護士業務のIT化が進んでいる現状に鑑みれば、申立代理人及び破産管財人に、インターネットを用いてする申立て等を義務付けても、支障は生じないと考えられる。

## 3 インターネットによる債権届出の原則義務化について (後注) 関係

インターネットを用いた債権届出は、裁判所の事務処理負担の軽減や、デジタル化による極めて効率的なデータ管理、統計管理等の多大なメリットが認められる一方で、いわゆるIT弱者の権利保護の観点から、直ちに全面的に義務化をすることには反対である。

実務上、債権届出について、代理人が選任されるケースは少数であり、破産債権者本人によるものが圧倒的多数である。代理人を選任しない大多数の破産債権者に対してインターネットを用いてする債権届出を義務化すれば、IT弱者の適正な権利行使を断念させてしまうおそれがある。

もっとも、インターネットを用いた債権届出については、上記のようなメリットもあることから、金融機関や貸金業登録をされている貸金業者等一定の者（当該「一定の者」の範囲については今後慎重な検討を要する。）に義務付けることには賛成である。

次に、破産手続に自認債権制度を創設して破産管財人に自認義務を課すことは妥当でないと考える。なぜなら、破産手続における自認債権制度の創設は、①手続開始前から管理处分権を保持せず、また、事業が既に停止していることから手続開始前の債務者の情報取得に制約のある破産管財人に過大な負担を負わせることとなる上、②自認債権制度が設けられている再生手続においても、失権から除外されるのは再生債務者による自認義務懈怠の場合に限られ、管理型における管財人による場合は失権からの除外はなされないのであるから（民事再生法第181条第1項第3号）、破産管財人のみが債権調査の主体となる破産手続において破産管財人の自認義務懈怠の場合に失権から除外させることは、再生手続との均衡を失することになるためである。また、清算手続である破産手続においては、再生手続のように再生計画に基づく弁済期間経過後の劣後的な弁済（民事再生法第181条第2項）も予定されていない。以上のことから、破産手続における自認債権制度の創設は妥当ではない。

#### 4 破産管財人に対する債権届出について (3)関係

甲案のように、破産管財人に対して債権届出をすることができるとした場合、裁判所とは別個の機関である破産管財人に対する債権届出によって、時効の完成猶予等の法的効果を認めることは困難であるとの理論上の問題がある。

また、かかる理論的問題について、破産管財人に対する債権届出であっても時効の完成猶予等の法的効果が認められるという理解を前提とし、かつ、債権届出についてもインターネットを用いた申立て等を原則にしたとしても、一定の場合には紙媒体又は電子記録媒体による物理的な届出が許容されることとなる。このような物理的な届出を想定した場合、裁判所であれば夜間受付を含めて基本的には24時間いつでも届出の受付が可能であるが、破産管財人等において裁判所と同様の体制を構築することは現実的に不可能であり、債権者の権利行使を制約することになりかねない。

現在の実務上、債権届出書の提出先を破産管財人とする運用が既に一部において採用されており、債権届出を破産管財人に対して行うことが特別に必要となるような特殊な事案については、実務上の運用により柔軟に対応が可能である。このような実務上の運用による対応を超えて甲案のような規律を設けることは、当該規律に該当しないケースにおける柔軟な実務対応を阻害する結果になりかねない。したがって、甲案のような規律を設けるのではなく、実務における適切な運用に委ねる乙案がより適切であると考えられる。

## 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

### (1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注) のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(A案)と、電子化を目指しつつも、破産手続等の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(B案)がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(A-1案)のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつ

き困難な事情があるとき」に代えて、破産手続等の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある（A－2案）。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方（B－1案）、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する（電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする）考え方（B－2案）、③当事者を含む利害関係人の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する（当事者を含む利害関係人の申出があった場合に電子化しなければならないものとする）考え方（B－3案）がある。

## (2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

### ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、破産手続等において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
  - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
  - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
  - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

（注）民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録

された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

#### イ 破産法特有のルール

##### 【甲案】

書面等又は記録媒体の提出とともに、破産法第12条第1項が規定する支障部分の閲覧等の制限の申立てがされた場合において、当該支障部分が記載され、又は記録された部分のうち特に必要があるものについては、ア①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しないものとする。

##### 【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、本文の甲案に掲げる支障部分についても、裁判所が特に必要があると認めるときは、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

#### 【意見】

- 1 (1)本文に賛成する。(注)の考え方のうち(A-1案)に賛成する。
- 2 (2)ア①及び②について賛成し、③について反対する。
- 3 (2)イについて、乙案に賛成する。

#### 【理由】

##### 1 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

前記第3の1「裁判所に対する申立て等」(1)についての意見の理由で述べたとおり、破産手続はデジタル化の効果が大きい手続である。提出された書面等が電子化されることのメリットについて、民事訴訟手続のIT化の議論の中では、①当事者が訴訟記録を持ち運ばなくてよくなること、②電子化された訴訟記録を用いて、迅

速かつ効率的な争点等の整理を行うことが可能となること、③裁判所における訴訟記録の管理や運搬が容易になることなどが指摘されていたが、破産手続における事件記録の電子化は、民事訴訟手続における訴訟記録の電子化のメリットに加えて、以下で詳しく述べるのとおり、④多数の利害関係人による閲覧等を、コストをかけずに効率的かつ容易に実現することができること、⑤同一の債務者についての過去の破産事件の記録の確認が容易になること、⑥自然人や法人の破産手続について統計処理を行いやすくなることにより、より適切な破産手続の運用や法改正、更には我が国の経済・福祉政策の策定に資するデータを入手することが可能となるといったメリットを指摘することができる。

まず、破産手続には、民事訴訟手続と比較して、より多数の利害関係人が参加することが予定されている。具体的には、裁判所以外に、破産者、破産者代理人、破産管財人（破産管財人代理や保全管理人を含む。）、破産債権者、財団債権者（租税債権者、労働債権者等）、否認請求の相手方、役員責任査定の相手方等といった多種類の利害関係人がいることに加え、破産手続に最も大きな利害関係を有する破産債権者が極めて多数となることも珍しくない。これらの利害関係人が、コストをかけず効率的かつ容易に事件記録の閲覧等を行うことができるようにするためには、事件記録の全面的な電子化が必要であり、閲覧対象となり得る事件記録がたとえ一部であっても電子化されていないとすれば、事件記録の電子化の効用を大きく損なうと言わなければならない。

また、破産事件の事件記録は、破産者が自然人の場合は、同一の破産者（債務者）について、再度破産手続が開始される場合もあり、その場合は過去の破産手続についての経過や内容、免責許可決定の有無やその理由等を確認する必要がある。そのような場合に、書面等や記録媒体で事件記録の管理や保存がされている場合は、過去の破産事件の事件記録の確認に大きなコストや労力がかかるが、全ての自然人の破産事件を対象として、事件記録の全面的な電子化がなされれば、同一の債務者についての過去の破産事件の確認が容易となることは明らかである。

さらに、破産手続をより適切に運用し、更に必要な法改正をするためには、その前提として破産手続の利用件数、破産者の属性、破産手続開始の原因その他についての統計的な情報を得た上で議論がされるべきである。しかし、現行法下での破産事件に関して、司法統計等で公表されている情報はごく限られた範囲の情報に過ぎず、破産事件の具体的な実態（負債額の傾向、破産財団の規模の傾向、事件の係属期間、債権者集会の開催の有無・回数、配当実施の割合、配当率の推移等）や、破産手続内における各種の制度（保全命令、中止命令、否認請求、役員査定手続、担保権消滅許可手続等）の利用件数及びその内容等については、系統だった統計処理が

されているとは思われず、裁判所においても、現状では、現実には生じている破産事件の状況を適時、的確に把握できていないというべきである。全ての破産事件の事件記録の電子化がなされることによって、破産事件の運用状況について詳細かつ網羅的に精度の高い統計情報を得ることが可能となり、さらに、将来的な技術の発達によって、より高度な分析が可能となることが期待される。

そして、このような統計処理や分析の高度化は、破産手続の運用の改善にとどまらず、自然人や法人の破産を防ぐための経済政策策定のための基礎資料となるほか、自然人の破産についての統計的分析がなされることによって、自然人である破産者の経済的な再生という福祉的な政策策定の資料ともなる。

これに対して、例えば、自然人である債務者が破産手続開始の申立てをして、破産手続開始の決定がされたものの、いわゆる同時廃止により手続が終了したケース等においては、事件記録を電子化するニーズが乏しく、破産手続開始の申立てにあたって提出された多くの資料を全て電子化することによる裁判所の事務の負担等に鑑みると、記録の電子化について特則を設け、電子化の必要が生じた際に、必要な範囲で電子化をすることで足りることとすべきであるとの意見があるが、反対である。例として挙げられている自然人である債務者の破産手続が同時廃止により終了した場合であっても、免責手続において破産債権者は事件記録を閲覧して意見申述ができるのであり、これまでに破産債権者が事件記録を閲覧した上で免責について意見を述べるということはほとんどないという実情があったとしても、それはむしろ事件記録の閲覧が容易ではなかったためにすぎず、同時廃止で終了した破産事件も含めて事件記録の全面的な電子化がなされ、電子化された事件記録の閲覧が可能となれば、廃止決定に対する不服申立ての権利や免責許可申立てに対する債権者の意見申述の権利がより実質的に行使されることとなり、破産事件のより適正な運用に資することは明らかである。また、自然人である債務者の破産手続が同時廃止で終了する場合は多数あるが、そのような同時廃止事件についても、統計的な情報を得ることによって、自然人の破産手続の改善につなげるべきであるし、破産という事態に至る経緯や自然人の債務者の経済的な実態等をより正確に把握して、破産手続の運用や法改正のために限らず、経済政策のための資料としていくべきである。

破産事件の事件記録の電子化は、全ての破産事件の事件記録が電子化されているときに最も発揮され、一部ではあっても電子化の対象とならない事件記録の存在を許せば、電子化されている事件記録の網羅性が失われてしまい、かえって書面等又は記録媒体の形での事件記録の管理、保管、検索等による労力の増大と効率の悪化をもたらすことになる。全ての破産事件の事件記録を電子化しようとする場合に、電子化をする作業の負担が生ずるとの指摘があるが、インターネットを通じた申立

て等を行いやすいシステムを用意することや、破産管財人等に対して電子的な申立て等を義務付けることなど、電子化の作業を要する書面等や記録媒体での提出を減らすための制度設計を検討すべきである。電子的な申立て等をしやすくする施策をとらずに、電子化の作業負担の増大を理由に記録の電子化を一部にとどめるのは、手続のIT化の趣旨に反しているものというべきである。

よって、裁判所に提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録することにつき、原則として、裁判所書記官にその電子化を義務付けるべきであり、電子化の義務を負う範囲についての（注）の考え方のうち、A－1案に賛成する。A－2案及びB案は、「破産手続等の特性を考慮し」一定の範囲でのみ電子化を義務付ける趣旨と理解されるが、「破産手続等の特性」が何を意味しているのか不明であり、そのような不明瞭な理由によって電子化の例外を認めることは、電子化されない事件記録の拡大を招きやすく、その結果上述した電子化されていないことによる弊害を生じさせるというべきであるので、反対である。

## 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

(2)ア①及び②は、民訴法第132条の12第1項柱書及び同条の13柱書に倣ったものであり、この規律を破産手続においても原則のルールとすることに異論ない。

(2)ア③について、営業秘密や秘匿事項等が記載された情報を電子化される記録の範囲に含めない場合、破産管財人が電子上でいつでも事件記録を参照しつつ事件を効率的かつ迅速に処理するというIT化のメリットが阻害されるものと思われる。この点、書面が電子化されなかったとしても破産管財人が裁判所において記録の閲覧をすることで足りるとの議論も認められるが、当会では、民事訴訟手続とは異なり迅速な対応が極めて重要となる倒産手続において、破産管財人が裁判所における記録の閲覧に時間をかける必要が生じるとすれば、IT化の効用を減退させることになると考える。また、紙媒体の記録と電子の記録とを併存させることは、記録の管理を煩雑化し、ヒューマンエラーの要因となりかえってリスクを高めることとなる。加えて、民事訴訟法の改正の際には、情報漏洩の危険性を背景に、営業秘密や秘匿事項等が記載された記録の電子化をしないという議論がなされていた。しかし、そもそも多数の利害関係人が存在する倒産手続においては手続に対する信頼感の醸成が特に不可欠であるところ、事件記録が漏洩するといった事態は絶対的に許容されないのであり、情報漏洩のリスクありきで議論を進めるべきではない（盤石なシステムの構築が不可欠である。）。なお、民事訴訟とは異なり、倒産事件記録に営業秘密や秘匿事項等の情報が載せられる蓋然性は低く（＊1）、民事訴訟法の規律と異なる規律とすることにも合理性が認められる。



3 (2)イについて、そもそも破産法及び会社更生法上の閲覧制限の申立てを行うことが認められているのは裁判所から選任された機関のみであるが、裁判所から選任された機関については書面の電子提出が義務化される方向で議論が進められているのであり、提出された書面の電子化という論点は生じないはずである。また、再生手続については再生債務者が閲覧制限の申立てをすることも想定されているが、再生手続について代理人が選任されない事態は通常想定し難いのであり（※2）、結局のところ、電子申立てが義務付けられるものと考えられるため、やはり同論点は発生しないはずである。

- ※1 東京地裁破産再生実務研究会「破産・民事再生の実務 破産編」（第4版、きんざい、2020年）103頁
- ※2 「法制審議会 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会第2回会議 議事録」10頁

### 3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び破産債権者表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

#### 【意見】

特段異論はない。

### 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

#### (1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。

#### (2) 審尋の期日

① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議を当事者に利用させることができるものとする。

② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

(3) 債権調査期日

① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権調査期日の手続に関与させることができるものとする。

② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者（例えば、破産者及び破産管財人）の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする。

(4) 債権者集会の期日

① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権者集会の期日の手続に関与させることができるものとする。

② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者（例えば、破産者、破産管財人及び破産債権者）の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする。

【意見】

(1)～(4)について、いずれも賛成する。

ただし、中間試案では、ウェブ会議の方法による口頭弁論の期日、ウェブ会議及び電話会議の方法による審尋の期日の開催について「当事者」の意見を聴くこととされ、電話会議の方法による参考人等の審尋について「当事者双方」に異議がないことが要件とされているが、ここでいう「当事者」の範囲を明確にする必要がある。

また、破産債権者に対し、ウェブ会議の方法によって債権調査期日及び債権者集会への関与を認めるにあたっては、録音・録画・公衆送信等の禁止を条件とするとともに、本人確認の方法、出席場所及び同席者に関する規律を検討する必要がある。

## 【理由】

### 1 「当事者」の範囲について

中間試案においては、ウェブ会議の方法による口頭弁論の期日、ウェブ会議及び電話会議の方法による審尋の期日、電話会議の方法による参考人等の審尋について、「当事者」への意見聴取等が要件となっている。このため、ここでいう「当事者」の範囲を明確にする必要がある。

### 2 破産債権者がウェブ会議の方法で債権調査期日及び債権者集会（以下「債権調査期日等」という。）に関与することについて

ウェブ会議を利用して債権調査期日等を開催する場合には、ウェブ会議に利用される外部端末の特性によって、これらの手続が非公開であることとの平仄が合わなくなることは避けるべく、録音・録画・公衆送信等の禁止を条件とするとともに、本人確認の方法、出席場所及び同席者に関する規律を検討する必要がある。

### 3 債権調査期日等のウェブ会議利用について破産者の承諾を要件とすることについて

ウェブ会議を利用した債権調査期日等は、リアルでの債権調査期日等と併用して実施されるものであり、関係者の手続関与を補完する手段に過ぎず、債権調査期日等のあり方を変容させるものではないから、その実施について、破産者の承諾まで必要とすべきとまでは言えない。

ウェブ会議を利用することによる破産者のプライバシー保護、録音・録画の防止、第三者関与の排除といった問題は、録音・録画禁止の徹底や本人確認の方法、出席場所及び同席者に関する規律で対処すべきであって、ウェブ会議利用の可否を破産者の意思にかからしめることで対処すべきものではない。

破産手続の当事者である債権者の手続参加の機会は、確保・拡充されるべきであり、ウェブ会議利用はこれに資するものである。そうすると、破産者の承諾の有無や破産者の意見の内容によって、債権者の手続参加の機会が左右されることは相当でない。

よって、債権調査期日等のウェブ会議利用について破産者の承諾まで要件とする必要はないと考えられる。

### 5 電子化された事件記録の閲覧等

|                                                             |
|-------------------------------------------------------------|
| 電子化された事件記録についても請求の主体に係る破産法第11条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。 |
|-------------------------------------------------------------|

① 利害関係人は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この5において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。

② 破産法第11条第4項各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、閲覧等の請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

（注1）電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

① 利害関係人は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。

② 申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注2）一定の債権者（例えば、債権届出をした破産債権者）も、（注1）②の申立人等と同様に、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするとの考え方がある。

（注3）（注1）の①及び（注2）の考え方とは別に、裁判所外端末を用いて閲覧等をすることができるのは申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等に限るものとすべきとの考え方がある。

#### 【意見】

- 1 本文①に賛成する。
- 2 本文②に賛成する。
- 3 （注1）①に賛成する。
- 4 （注1）②に賛成する。
- 5 （注2）について、一定の債権者に「いつでも閲覧等」を認めることには反対である。
- 6 （注3）について、「裁判所外端末」での閲覧等を申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等に限定することには反対する。

#### 【理由】

- 1 意見1及び2について  
本文①及び②は、電子化された事件記録につき現行法の規律を維持するものであ

り、特段の異論はない。

## 2 意見3ないし6について

### (1) 論点の整理

(注1) から (注3) に提示された規律は、①利害関係のチェックを経ることなく「いつでも閲覧等」をすることができる主体の範囲をどのように画するのが適切か、②「裁判所外端末」を用いた閲覧等を行うことができる主体の範囲をどのように画するのが適切か、との2つの論点を含むものである。

この点についての(注1)ないし(注3)の規律並びに当会意見を整理すると、下表のとおりとなる。

| 項目          | いつでも閲覧等     |                                 |                              | 裁判所外端末閲覧等   |                                 |
|-------------|-------------|---------------------------------|------------------------------|-------------|---------------------------------|
| 主体          | 利害関係人<br>全般 | 申立人・破<br>産者（債権<br>者）・破産<br>管財人等 | 一定の債権<br>者                   | 利害関係人<br>全般 | 申立人・破<br>産者（債務<br>者）・破産<br>管財人等 |
| (注1)の<br>規律 | ×           | ○                               | ×                            | ○           | ○                               |
| (注2)の<br>規律 | ×           | ○                               | ○<br>例：債権者<br>届出をした<br>破産債権者 | ○           | ○                               |
| (注3)の<br>規律 | ×           | ○                               | ×                            | ×           | ○                               |
| 当会意見        | ×           | ○                               | ×                            | ○           | ○                               |

### (2) 「いつでも閲覧等」を行うことができる主体について

#### ア 申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等について

申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等については、事件係属中における「いつでも閲覧等」を認めることに異論はない（上記表参照）。申立人及び債務者（後の破産者）は破産申立て時において、破産管財人等はその選任決定時において、それぞれ明確に特定され、以降、事件の係属中は常に利害関係を有する者であることが確定しているため、利害関係のチェックを経ない「いつでも閲覧等」を認めることに特段の問題はない。

## イ 破産債権者について

- ⑦ 破産債権者については、上記アと異なり、真に債権者に該当するかの判断等が必要となるため、利害関係のチェックを経ない「いつでも閲覧等」を一般的に認めることはできない。
- ⑧ 問題は、破産債権者のうち、（注2）に例示されている「債権届出をした破産債権者」等の「一定の債権者」に、利害関係のチェックを経ない「いつでも閲覧等」を認めてよいかである（なお、「一定の債権者」の線引きとしては、「債権届出をした破産債権者か否か」で線引きする以外に、「一度債権者と認定された破産債権者か否か」や「債権調査手続によって確定した破産債権を有する破産債権者か否か」又は「異議等がある破産債権であっても破産債権査定申立てを行った届出債権者か否か」などで線引きをすることも考えられる。）。

この点、そもそも申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等について「いつでも閲覧等」を認め得るのは、これらの者が事件の係属中は常に利害関係を有する者であることが確定している点にあるものと考えられる。

これに対し、破産債権者は、たとえ債権調査手続で確定された破産債権を有する者であっても、その後に連帯保証人による全額弁済や債権譲渡等によって破産債権の帰属が変動することがあり得るのであるから、一度、破産債権者として利害関係があると認められたとしても、その後も常に破産債権者として利害関係を有することが確定しているものではない。

実質的にみても、一度利害関係があると認められたとしても、その後に債権を失って利害関係人ではなくなる可能性のある破産債権者に、「いつでも閲覧等」を認めることは、破産事件の記録に含まれるプライバシー及び個人情報保護の観点から問題があるものとする。

例えば、「一定の債権者」に「いつでも閲覧等」を認める場合には、「一定の債権者」に対して「いつでも閲覧等」を可能とするパスワード（破産管財人等や他の債権者とは別の固有のパスワードとなろう。）が付与されるところの方法が採られることが想定される。このような方法を想定した場合でも、IT化による債権者の便宜の観点からは、「一定の債権者」には利害関係のチェックを経ない「いつでも閲覧等」を認め、連帯保証人による全額弁済や債権譲渡等によって債権を失った場合は、「いつでも閲覧等」をできないように、当該債権者に付与されたパスワードを無効化するなどの措置をとればよいとの考え方もあるかもしれないが、破産裁判所や破産管財人は、債権者等からの申告等がないと、破産債権の変動等を知りえないのであるから、そ

のような制度設計ないし運用では、従前の債権者が、既に債権を失った後も「いつでも閲覧等」を可能とするパスワードの利用を継続するリスクがあり、破産情報という極めてセンシティブなプライバシー情報及び個人情報の保護の観点からは、あまりにも不安定であって、この点を看過することはできない。

破産債権者は、「いつでも閲覧等」が認められなくとも、都度、利害関係を疎明して閲覧等を求めることは容易に可能なのであるから、これによって破産債権者への情報提供が阻害されるわけでもない。

以上から、破産債権者については、「一定の債権者」に限定したとしても、「いつでも閲覧等」を認めることには反対である。

- ㊦ なお、（注２）は、「いつでも閲覧等」を認める「一定の債権者」の線引きの例示として、「債権届出をした破産債権者」を挙げている。これは、実務上、債権届出があれば特別の疎明が不要とされる例が多いことをベースにしているものと思われるが、債権届出自体は、自身が破産債権者であると主張する者の意思のみで行うことができる以上、「一定の債権者」に利害関係のチェックを経ない「いつでも閲覧等」を認める制度を作るにあたり、届出の有無を線引きとすることは相当ではない。

(3) 「裁判所外端末」を用いた閲覧等ができる主体について

ア 申立人、破産者（債務者）及び破産管財人について

申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等については、事件係属中における「裁判所外端末」を用いた閲覧等を認めることに異論はない（上記表参照）。

イ 破産債権者等の利害関係人について

- ㊦ 利害関係を疎明した破産債権者等の利害関係人に、裁判所設置端末を用いた破産事件の記録の閲覧等を認める一方で、「裁判所外端末」を用いた閲覧等を認めないとする合理的な理由を見いだすことは困難である。破産債権者等の利害関係人が破産事件の記録を閲覧等したい時には裁判所へ赴く必要があるというのは、記録が紙ベースである場合にはやむを得ないと思われるが、IT化後も同様の取り扱いとするのでは、利害関係人による記録の閲覧等に関してはIT化による利便性の向上はないというに等しく、利害関係人への情報提供についての利便性の向上というIT化の趣旨の一つに真っ向から抵触するように思われる。

破産事件の記録に、破産者以外の第三者の個人情報やプライバシー情報が含まれる場合があることは事実ではあるが、これらの情報の複写等による不

当拡散等が問題であることを根拠とするならば、記録の閲覧等自体を制限する必要があるのであって、裁判所外端末を用いた記録の閲覧等のみを制限する理由にはならないであろう。確かに、利害関係人の記録の閲覧等についての利便性の向上が、利害関係人による個人情報やプライバシー情報の取得を促進する面があることは否めないが、この点については、今後起こり得る利害関係人による記録の閲覧等の活性化を踏まえ、破産事件の記録として真に必要な情報の吟味（破産申立書の記載事項並びに添付書類及びその提出方法の再検討も含む。）、閲覧制限の規律（又は運用）の見直し、さらに慎重な検討の上で必要であれば目的外使用の禁止の明文規定を設けること等によって対応するのが本筋であると思われる。IT化の趣旨からは、利害関係を疎明した破産債権者等の利害関係人には「裁判所外端末」を用いた閲覧等を認めるべきであり、個人情報やプライバシー情報の保護は上記の閲覧制限等の方法で対応すれば問題ないと考える。

- ④ もっとも、破産債権者が、破産事件の記録の閲覧等によって取得した情報を、自身が提起予定の破産会社の役員に対する損害賠償請求のために用いることなども想定され、このような情報の利用は、破産手続外ではあるものの、破産債権者の正当な権利行使の一環としてなされるものであり、一概に制限されるべきではない。また、多数の消費者被害が生じた破産事件では、債権者である消費者らから受任した弁護士から構成される弁護団や研究会に所属する弁護士が、破産事件の文書の閲覧をしたり、破産管財人から資料の提供を受けたりすることにより、破産者の役員や従業員に対する責任追及や他の制度を利用した被害回復を図るために必要な証拠資料を収集し、これらを弁護団等において共有し、被害救済に役立ててきた弁護団活動等が制約されることもあってはならない。

一方で、上記のような破産債権者の権利行使や弁護団活動等においても、無関係な第三者の個人情報やプライバシー情報まで利用する必要はないと考えられる。これらの情報については、上記のとおり、まずは閲覧等を許可する範囲を制限するなどして、そもそも無関係な第三者の個人情報やプライバシー情報が閲覧等の対象となることを防ぐ必要があるが、仮に閲覧自体の制限が困難であるならば、次にその利用を制限することも検討する必要がある。これらの個人情報やプライバシー情報の保護のために、目的外使用禁止の明文規定を設けるか否か、目的外使用禁止の明文規定を設ける場合でも、目的を破産手続での使用に限定するとの単純な規律とするのか、利用される情報の内容、利用目的及び利用の態様等の事情を考慮した総合判断に基づく



規律とするのかなど、その内容については慎重な検討が必要である。加えて、これに連動して、違反した場合の罰則規定を設けることについては、さらに慎重な検討が必要である。

## 6 送達

(前注) 破産手続等では通知がされることがあるが、ここでは、送達は、通知の方法の一つであり、送達がされれば、通知がされたものと評価されることを前提としている。

### (1) 電磁的記録の送達

破産手続等における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

### (2) 公示送達

破産手続等における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

## 【意見】

特段異論はない。

## 7 公告

### 【甲案】

破産手続等における公告において、官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする。

### 【乙案】

破産手続等における公告において、（官報への掲載に加えて、）裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとはしない（甲案のような特段の規律は設けない）ものとする。

(注1) 破産手続等における公告は、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によりするものとし、官報への掲載を廃止すべきとの考え方がある。

(注2) 個人破産者については、公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないこと（例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとすること）などを検討すべきとの考え方がある。

るが、他方で、破産手続等における公告の効果や意義を踏まえて、裁判所外において公示しないこととするなどの見直しに慎重な考え方もある。

#### 【意見】

##### 1 乙案に賛成する。

ただし、官報情報がインターネット掲載されている現状における個人破産に関するプライバシー問題については、インターネット掲載期間の制限、情報の複写・集約を阻止する技術的制限、権利行使以外の目的外使用の禁止のための規定を設け、これらに違反した場合の個人情報保護法の罰則強化等を検討すべきである。また、インターネット掲載は、氏名のみに留めて住所は記載しないものとし、氏名から債務者に対する権利を有する可能性を探知した倒産債権者は、官報自体を閲覧することで債務者の同一性を確認するという方法とすることも検討の余地がある。

##### 2 (注1)の官報への掲載廃止については、将来的には検討に値する。

ただし、倒産裁判所のウェブサイトに掲載する方法を採用するとしても、掲載期間を制限するとともに、情報の手動による複写又はプログラムによる自動取得によってデータベース化することを不可能とするような技術的措置を講ずる、破産法等が定める公告の目的に反する利用に対して刑罰を設けることが必須であり、また、ウェブサイトでの閲覧が可能な者を典型的に倒産債権者となることが多い金融機関、信販会社及びリース会社並びに特に倒産裁判所から許可を得た者に限ることとして、ID及びパスワードによる制限を設けることを引き続き検討すべきである。

##### 3 (注2)の個人破産のプライバシー問題については、上記1、2のただし書きの方法を検討すべきである。前段の考え方は、よりプライバシー保護を進める方法と考えられるところ、後段の考え方に示されている公告制度の効果と意義の観点も踏まえ、さらに検討を深める必要がある。

#### 【理由】

##### 1 甲案（官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法）の問題点

###### (1) 公告事項の裁判所ウェブサイト掲載の問題

甲案は、破産手続等のIT化に伴い、公告の方法についても、インターネットを利用する方法を導入することが考えられるとして、破産手続等における公告の方法につき、現行の官報に掲載してする方法に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によってすることを提案するものであり、より広く利害関係人に公告事項を知らしめようとすることになる。

しかし、官報情報がインターネットに掲載されている現状についての弊害が

指摘されているところであり（※参照、以下「本指摘」という。）、本指摘に鑑みれば、裁判所のウェブサイトには公告事項が掲載されることになると、現状よりもさらに、破産者の個人情報がインターネット上に晒される懸念がある。

※ 官報情報のインターネット掲載の弊害について

ア 官報情報のインターネット掲載について、以下のような弊害の指摘がある。

イ 官報情報のインターネット掲載

法が定める公告は、官報に掲載して行われることになっている（破産法第10条第1項、民事再生法第10条第1項）。しかし、実際には、官報掲載に加えて、独立行政法人国立印刷局によって、インターネット上で直近30日分の官報のデータが無料公開され、ダウンロードも可能になっている。さらに、過去に遡って検索・閲覧できる有料サービスもある。

近時、これらを利用して破産者情報の氏名及び住所を集約し、ウェブサイト上でデータベース化して拡散するとともに、情報の削除に金銭を要求する者が複数現れている（「破産者マップ」「新破産者マップ」。いずれも個人情報保護委員会が個人情報保護法に基づく停止の命令又は勧告を行っている。）。

このように、手続終了後もインターネット上に破産情報が永続的に残存し続けるおそれのある利用方法は、破産法及び民事再生法が予定している倒産債権者への公告という趣旨を逸脱するものである。

ウ プライバシーとの相克

そもそも、官報公告は、倒産債権者等の利害関係人以外にも債務者の倒産というプライバシー性の高い情報を知られてしまうことを避けることはできないという桎梏がある。

官報公告の趣旨は、前記のとおり、倒産債権者等の利害関係人への手続参加の機会確保の点にある。しかし、実際には、破産者の資格制限の確認のための身上情報として利用されているという側面もある（佐藤鉄男「破産者の個人情報—個人事件における破産公告の見直し—」事業再生と債権管理170号124頁）。

また、法的倒産手続、特に破産手続に対する社会の評価は厳しく、当該手続を取ったこと自体が法の予定している以上のスティグマとなっており、官報公告によって社会的な偏見を受ける端緒となる可能性がある（同125頁。なお、破産による資格制限は順次縮小され、市町村に対する破産者名簿登載の通知は原則として行わず、免責不許可決定が確定した場合等に限ると運用が変更

され（平成16年11月30日民三第113号最高裁民事局長通達）、平成16年破産法改正により刑事罰を連想させる破産宣告を破産手続開始決定と改めるとともに（破産法第30条第1項、旧破産法第1条）、検察官への通知や監守（旧破産法第144条、第149条第1項）を廃止するなどしており、破産者に対する懲罰的な規定を改める方向にあるが、上記のような社会の評価が変化するには至っていない。園尾隆司「破産者に対する制裁と破産者名簿調製の歴史」判例タイムズ1388号9頁）。

公告の趣旨からすれば、このような官報公告の派生的な効果を個人のプライバシーに優先して保障する必要はない。

さらに、訴訟手続は公開が原則であり（憲法第82条）、何人も原則として訴訟記録を閲覧することが可能である（民訴法第91条、第92条）。しかし、裁判所ウェブサイトで判決例が公開され、又は法律雑誌社に判決書の写しを提供する際には、氏名等の個人を特定することが出来る情報は匿名化が施されている。これは、判決の公開に際しても、憲法上の裁判の公開の要請と、個人のプライバシー保護の要請の調整を図っているといえることができる。まして、法的倒産手続は非訟手続であり（旧法下の破産宣告決定について最決昭和45年6月24日・民集24巻6号610頁、免責決定について最決平成3年2月21日・集民162号117頁、破産法第8条第1項、民事訴訟法第8条第1項、会社更生法第8条第1項）、本来的に公開が予定されていないものであるから（破産法第11条第1項、民事再生法第16条第1項、会社更生法第11条第1項）、より個人のプライバシー保護を重視すべきであるといえる。

#### エ インターネットによって生じた問題点

従前は、倒産情報の公告を目にするためには、官報を購読するか、図書館等で閲覧することが必要であった。官報には倒産情報以外の多種多様な公告がなされているため、官報を日常的に閲覧していたのは、倒産債権者となることが多い金融機関やリース会社等の一部の企業のみであり、債務者の倒産情報を倒産手続に参加する必要のない者が官報を閲覧して倒産情報を取得し、又は広汎に拡散されるような状況は存在しなかった（佐藤鉄男「官報公告と倒産手続関係人の行為責任」民事裁判の法理と実践497頁）。

すなわち、本来の倒産手続への参加のための公告は機能を果たしていた一方で、過度に債務者のプライバシーが侵害され、又は手続終了後も個人が倒産したという情報が拡散し続ける状況は極めて少なかったといえる（ただし、2009年（平成21年）に函館市の地元週刊誌が官報情報を集約して掲載した事案が存在する。日本弁護士連合会「公告された破産者情報を含む「本人が破

産、民事再生その他の倒産事件に関する手続を行ったこと」に関する情報の拡散を防止する措置を求める意見書」2頁）。

しかし、インターネットによる情報の拡散が容易かつ短時間で行いうるよう社会情勢が変化している中、官報をインターネットに公開したことで、上記のようなバランスは崩れている。

手続終了後も倒産の事実が拡散される状況が続けば、手続終了後の広汎なプライバシー侵害を恐れ、破産制度及び個人再生制度の利用を躊躇させる事態が生じかねない。このような情報の配信や販売が、債務者が職業人として再起する出端をくじく淵源となっており、経済的再生（破産法第1条、民事再生法第1条）の阻害要因となっているという指摘もある（佐藤鉄男「破産者の個人情報—個人事件における破産公告の見直し—」事業再生と債権管理170号124頁）。

## （2）個人情報保護法等の対策

そこで、本指摘に鑑み、公告の方法として、倒産裁判所のウェブサイトに掲載する方法を採用するとした場合、掲載期間を制限するとともに、情報の手動による複写又はプログラムによる自動取得によってデータベース化することを不可能とするような技術的措置を講ずること、破産法等が定める公告の目的に反する利用に対して刑罰を設けることが必須であり、また、ウェブサイトでの閲覧が可能な者を典型的に倒産債権者となることが多い金融機関、信販会社及びリース会社並びに特に倒産裁判所から許可を得た者に限ることとして、ID及びパスワードによる制限を設けることを引き続き検討すべきである。

また、仮にこのような方法を採用する場合は、氏名及び代理人連絡先のみを掲載し、債権者からの問い合わせに裁判所又は代理人が応答することで債務者の特定を可能とする（日本弁護士連合会「依頼者の身元確認及び記録保存などに関する規程」により、代理人弁護士は、公文書で本人確認を行っており、本人特定の方法としてより正確である。そもそも、官報公告の対象は、氏名及び住所のみであり、生年月日や電話番号等は公告されておらず、本人特定の方法として限界があるのであるから、氏名及び代理人連絡先の公告のみとすることが倒産債権者の手続参加にとって不十分とは言えない。）ことも検討を要する。

## （3）インターネット上における二重の情報提供の問題

上記（2）の対策を取ることで、公告事項の裁判所ウェブサイト掲載の

弊害に一定の対応ができるとしても、官報情報のインターネット掲載が現状どおりである限りにおいては、それについても、同じように対策が必要であり、対策を二重にしなければならず、複雑な仕組みとなる点で、甲案には問題がある。

#### (4) 官報公告と裁判所ウェブサイト公告の関係の調整

さらに、甲案を採用する場合には、官報掲載とウェブサイト掲載との関係（公告の開始時期につき、両者に優劣を付けず、両方の掲載がされた時（いずれか遅い方の掲載がされた時）とする考え方のほか、官報掲載を基本とし、ウェブサイト掲載を従たるものと位置付け、官報掲載の開始時とする考え方があり得る。）について検討する必要があるが、裁判所のウェブサイトの周知性について未知数である現状においては、検討することができない。

#### (5) 結論

以上から、甲案を採用することについては、消極である。

### 2 乙案の採用

(1) 乙案は、破産手続における公告において、甲案のような特段の規律は設けないとする考え方である。甲案には上記1の問題があるところであり、現行制度を維持する乙案に、賛成する。

#### (2) 官報情報のインターネット掲載弊害への対応

ただし、本指摘にある破産者マップ、その他のWebスクレイピング（Webからのデータ収集）による官報データの悪用の問題が引き起こされている点についての対処が必要である。この問題は、インターネットへの官報情報の掲載が主な原因であり、現在の掲載方法に改善の余地がある。そこで、現在、無制限に官報情報がインターネットに掲載されている現状を改め、掲載期間の制限、情報の複写・集約を阻止する技術的制限、権利行使以外の目的外使用の禁止のための規定を設け、これらに違反した場合の個人情報保護法の罰則強化等も検討すべきである。また、インターネットへの掲載は、氏名のみに留めて住所は記載しないものとし、氏名から債務者に対する権利を有する可能性を探知した倒産債権者は、官報自体を閲覧することで債務者の同一性を確認するという方法とすることも検討の余地がある。

### 3 （注1）の官報掲載を廃止して裁判所のウェブサイトに掲載する方法は時期尚早であること

（注1）の官報への掲載を廃止して裁判所のウェブサイトに掲載する方法に代える意見については、手続の迅速化や費用面でのメリットがある。しかし、現時点で裁判所のウェブサイトへの掲載方法が公告の周知機能を果たせるのか疑問がある。公告制度は、関係人に破産者について破産手続開始決定がなされた事実を知ら

しめて権利行使の機会を与え、第三者が不測の損害を受けることを防止するなど倒産手続における集団的処理の要請や債権者の手続保障・財産権保護の点にある。かかる公告が行われることによって利害関係人への周知を擬制し、公告後は開始決定の事実を知っていたものと推定する旨の規定（破産法第51条等）も設けられている。そのため、公告にはそのような擬制を担保するに足る制度設計が求められる。しかし、現行の官報公告に代わりうる公告の周知機能が裁判所ウェブサイト掲載にあるかは不明である。そこで、公告制度の実効性を維持するため、当面は一般的な周知方法として採用されてきた官報への掲載による方法を維持するのが妥当と考えられる（インターネットへの官報情報の掲載について改善の余地があることは前述のとおりである。）。

もっとも、将来的に裁判所のウェブサイトへの掲載による周知方法が広く認識され、周知方法としての機能が認められるようになれば、官報への掲載という時間及び費用を要する方法から、裁判所のウェブサイトへの掲載のみとすることは、上述の公告制度の趣旨に沿うものであり、合理的と考えられる。

この場合でも、官報のインターネット掲載の弊害が裁判所のウェブサイト掲載に代えることで解消されるものではない。掲載場所が倒産裁判所のウェブサイトであっても、容易に情報を複写、集約して手続終了後も拡散が可能となることに変わりはないからである。この点は、上記1（2）で述べた対策を検討すべきである。

#### 4 （注2）の前段の考え方

官報情報のインターネット掲載の弊害、裁判所ウェブサイト掲載の弊害、つまり、個人破産のプライバシー問題を解決する方法として、（注2）の前段の考え方（官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないこと（例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとすること）などを検討すべきとの考え方）がある。

この（注2）前段の考え方の公告方法によれば、従来の公告方法に比べて、より個人破産のプライバシーが確保できる。しかし、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとすることは、個人破産において債権者が裁判所へ赴かなくてはならなくなり、遠方の債権者や適時に裁判所へ赴くことが困難な利害関係人が存在し得ることに鑑みると現実的ではなく、また現状の公告制度よりも周知機能を後退させることは、上記3で指摘した公告の機能として十分であるか、さらに検討を深める必要がある。

#### 5 結論

現時点においては、倒産手続における集団的処理の要請や債権者の手続保障・財産

権保護の観点から官報公告を維持することとすべきであり、乙案に賛成する。

ただし、官報公告には手続費用を要することや、掲載までに時間を要することなどの問題点もあり、将来的に裁判所のウェブサイトへの掲載による周知方法が広く認識され、周知方法としての機能が認められるようになれば、公告の方法として、（注 1）の官報から裁判所のウェブサイトへとシフトすることは検討に値する。

そして、個人破産のプライバシー保護の観点から、インターネットへの官報情報の掲載については、上記 2（2）のとおり、裁判所のウェブサイトへの掲載については、上記 3 で引用する 1（2）のとおり、改善・検討すべきである。

そうして個人のプライバシーをより重視する（注 2）の前段の考え方については、公告制度の効果と意義の観点も踏まえ、さらに検討を深める必要がある。

## 8 その他

- （注 1）システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、IT を活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。
- （注 2）費用額確定処分 of 申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。
- （注 3）民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

### 【意見】

特段異論はない。



#### 第4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続

再生手続（民事再生法）、更生手続（会社更生法）、特別清算の手続（会社法）及び承認援助手続（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律）について、第3の破産手続等の各項目と同様の項目につき、これと同様にIT化するものとする。

##### 【意見】

基本的に賛成する。

ただし、民事再生手続へのIT化導入にあたっては、通常再生及び個人再生それぞれの特性を踏まえた再検討をすべきである。特に、破産手続等において検討している破産管財人等の規律（例えば、第3の1（2）及び

（3））は、再生手続における管財人にのみ妥当し、再生債務者には適用しないものとするべきである。債権届出に関する事務を再生債務者が行う制度を設けることには反対である。

##### 【理由】

###### 1 はじめに

中間試案の内容は、おおむね異論はない。ただし、次項以下で述べる通り、関連して議論されている事項につき、意見がある。

###### 2 破産管財人等の規律を再生債務者に及ぼすことは妥当でない

中間試案（案）の段階では、「破産手続等において検討している破産管財人等の規律（例えば、第3の1（2）及び（3））は、再生手続における管財人にのみ妥当し、再生債務者には妥当しないとの考え方がある。」との（注）があったが、中間試案ではこれが削除された。しかし、削除前の（注）の考え方が妥当であり、これを前提として、中間試案に賛成する。

再生手続は、破産手続と異なり、手続開始後も、再生債務者自らが財産管理を行うほか、再生債権の調査、再生計画案の立案及び付議又は意見聴取及び弁済といった一連の手続を自ら行うDIP型を本則としている。

しかし、自然人の本人申立ての場合、必ずしもITに明るくない者もいる。破産管財人等の規律が全て再生債務者にも適用されるとなれば、自然人である再生債務者がITに明るくないがために再生手続を利用する道を閉ざされるということになりかねない。しかし、そのようなことはあってはならず、民事訴訟法におけるインターネットによる申立ての義務化の対象を訴訟代理人が就任している場合等に限定するという考え方を、ここでも及ぼすべきである。

###### 3 債権届出に関する事務を再生債務者に負担させることは妥当でない

- (1) 中間試案の補足説明において、再生債務者代理人が債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出するといった運用上の実例があるとして、再生債務者代理人が債権届出に関する事務を行うことについて検討することも考えられるとしている。
- (2) しかし、裁判所と法律事務所では書類の受入れ態勢に格段の差がある。例えば、裁判所では夜間受付があるのに対し、24時間受付が可能な法律事務所はほとんどない。個人再生において、届出期間内に届出がなされなかった再生債権は、再生計画の認可決定の確定により、劣後化する（民事再生法第232条第3項、第244条）。したがって、届出期間内に債権の届出がなされたか否かは非常に重要な意味を持つ。しかるに、再生債務者代理人に債権届出の受付事務を担わせるとなれば、期限内に届出がなされたか否かについてトラブルを生じる原因となりかねない。
- (3) よって、再生債務者に債権届出に関する事務を行わせる制度を設けることには反対である。

## 第5 非訟事件

### 1 裁判所に対する申立て等

#### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

非訟事件の手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

#### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

##### ア 委任を受けた手続代理人等

非訟事件の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手続代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

##### イ 非訟事件の手続において裁判所から選任された者

##### 【甲案】

非訟事件の手続において裁判所から選任された者は、その選任された者として関与する非訟事件の手続においては、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

##### 【乙案】

非訟事件の手続において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

### 【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)アに賛成する。
- 3 (2)イについて、乙案に賛成する。

### 【理由】

#### 1 インターネットを用いてする申立て等の可否について

非訟事件の手続における申立て等についても、民事訴訟手続における申立等と同様、利便性の観点から、民訴法の規定を準用し、インターネットを用いてすることができることに異論はない。

#### 2 インターネットを用いてする申立て等の義務付けについて

##### (1) 委任を受けた手続代理人等について

非訟事件の手続においても、民訴法の規定を準用し、委任を受けた手続代理人等についても、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないとすることに特段の支障はなく、相当である。

(2) 非訟事件の手続によって裁判所が選任した者について

非訟事件の手続において裁判所が選任する者は多様であり、必ずしも法律専門職が選任されるとは限らないし、インターネットを用いる能力が事実上の選任の要件となることは事案の適切な遂行の観点からして望ましくない。

また、清算人等、同じ職務をする者であっても、裁判所から選任される場合とそうではない場合もあるが、その選任方法によって、その後の裁判手続の申立て方法に差異が生じることは不合理である。例えば、清算人については裁判所から選任された者のみが申立て等をインターネットを用いなければならないとすることを合理的に説明することは困難である。

さらに、非訟事件の手続において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとしても、インターネットを用いて申立等を行うことは妨げられないのであって、実際には特段の不都合は生じないと考えられる。

## 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注) のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方（A案）と、電子化を目指しつつも、非訟事件の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方（B案）がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方（A－1案）のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、非訟事件の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある（A－2案）。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方（B－1案）、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する（電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする）考え方（B－2案）、③当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する（当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があった場合に電子化しなければならないものとする）考え方（B－3案）がある。

## (2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

### ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、非訟事件の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項については、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

### イ 非訟法特有のルール

#### 【甲案】

非訟事件の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が特に必要があると認めるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

### 【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が特に必要があると認めるものについては、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

### 【意見】

- 1 (1)本文に賛成する。(注)の考え方のうち(A-1案)に賛成する。
- 2 (2)アに賛成する。
- 3 (2)イについて、乙案に賛成する。

### 【理由】

#### 1 対象事件等

非訟事件の手續には、当事者対立構造になく、電子化のメリットが大きいと思われる類型があることが事実としても、事件の種類や事案の内容に応じて電子化する場合と電子化しない場合とを使い分けることは、その電子化の要否の判断に混乱が生じる。また、事後的に電子化が必要となった場合等には、かえって事務コストの増大につながるおそれがある。

事件記録の電子化による保管コストの低減や利便性の向上等の電子化のメリットは、全ての事件に共通するものであることから、裁判所は提出された書面等及び記録媒体につき、電子化のルールを適用することが相当である。

#### 2 提出書面等の電子化のルール

非訟事件においては、裁判所の許可が閲覧等の要件とされており、閲覧等を認めることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあるときは、裁判所はその許可をしないことが前提である。

また、(2)ア③の、秘匿決定の制度もある。

これら制度が適切に運用される限り、書面等及び記録媒体の電子化について例外を設ける必要は小さいといえる。

甲案については、補足説明にあるとおり裁判所の裁量が広くなりすぎ、かつ、その判断について裁判所に過度の負担が生じることも懸念される。加えて、本来、閲覧等が認められる者についても、電子化されていないならば、インターネットを利用

した閲覧等ができないこととなってしまう点においても妥当ではない。

### 3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

#### 【意見】

賛成する。

#### 【理由】

非訟事件の手続においても、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについて、電磁的記録によって作成するのが適当であり、他方で、これによる支障はない。

### 4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

#### (1) 当事者の期日参加

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、非訟事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

#### (2) 専門委員の期日における意見聴取

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、専門委員に非訟法第33条第1項の意見を述べさせることができるものとする。

(注) 期日において意見等を述べることができる専門家等につき、専門委員と同様に、ウェブ会議又は電話会議によって意見を述べるものとする。

#### 【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)本文及び(注)に賛成する。

【理由】

非訟事件の手續においても、遠隔地要件を維持すべき理由はない。

また、電話会議での当事者の期日参加、専門委員の期日における意見聴取なども事情によっては有用であり、これを否定すべき理由もない。

期日において意見等を述べることができる専門家等も同様である。

5 和解調書の送達又は送付

【甲案】

和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

和解を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

【意見】

- 1 甲案に賛成する。
- 2 (注) に賛成する。そのうえで、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化及び定額化を図るべきである。

【理由】

1 和解調書の送達または送付について

申立手数料の低廉化は行うべきであるが、和解調書については民事訴訟においては送達するものとされたところ（改正民訴法第267条第2項）、非訟について異なる定めを置く積極的な理由はない。

また、乙案を採用した場合においても、送付の方法によることができるのは、和解調書の内容が債務名義とならない場合であって、当事者が同意した場合に限られるべきであるが、実際にはそのような場合は少ないと考えられる。

加えて、送達が不奏功となった場合の手續の煩雑さへの配慮については、システム送達が利用できない場合に限って問題となる。かつ、和解が成立し、その内容が債務名義となるものを含まない場面においては、受取り拒否などにより送達が不奏功に終わることは少ないと考えられることから、送付によることとするメリットは大きくない。



## 2 郵便費用について

申立手数料については、郵便費用を含めて一本化することがわかりやすく相当である。また、インターネットを利用した申立について、これを利用しない申立と比較して手数料を低額化することも検討されるべきである。

インターネットを利用した申立やシステム送達が利用されることが多くなることから、申立手数料は大幅に低額化すべきである。

## 6 電子化された事件記録の閲覧等

### (1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る非訟法第32条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

（注1）電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注2）当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる（（注1）②）ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（事前の許可を可能とする）との考え方がある。

（注3）裁判所の許可を得ることなく記録の閲覧等を認めている事件類型（借地非訟事件など）や資料については、これが電子化された場合には、民事訴訟と同様の方法による閲覧等を認めるものとする。

(2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ② 当事者は、電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をすることができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。

(注) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする

【意見】

- 1 (1)本文に賛成する。
- 2 (1) (注1) に賛成する。
- 3 (1) (注2) は、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方に賛成し、閲覧又は複写を許可する部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（事前の許可を可能とする）との考え方に反対する。
- 4 (1) (注3) に賛成する。
- 5 (2)本文及び(注) に賛成する。

【理由】

1 原則について

試案は、現行法の規律が基本的に維持されることを前提に、電磁的事件記録の閲覧等の具体的な方法を定める規律を提案するものであり、いずれも賛成である。

(注2) は、事前に範囲を特定することは容易でないように思われる。また、法律が当事者であっても閲覧謄写は許可制にした趣旨は、個別に裁判所が慎重に判断を行うことが必要であるとしたものと考えられ、かかる趣旨からして都度の判断が望ましい。

2 自己の提出した書面等及び裁判書等

当事者が自ら提出した書面等や裁判書については、その閲覧等につき許可を必要

とする理由（当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれ）はない。証明書の交付等についても同様に、裁判所の許可を必要とする理由はない。

## 7 送達等

### (1) 電磁的記録の送達

非訟事件の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

### (2) 公示送達

非訟事件の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

## 【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

## 【理由】

### 1 電磁的記録の送達

非訟事件の手続においても、民事訴訟手続と同様に、事件記録は電磁的記録によって作成及び保存されることから、その送達の方法についても、民訴法と同様の規律とするのが相当である。

### 2 公示送達

公示送達について、非訟事件の手続についても、民事訴訟手続と同様の規律とすることが相当である。

## 8 公示催告事件における公告

### (1) 裁判所設置端末の利用

公示催告事件についての公告において、現行法で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

### (2) 裁判所のウェブサイト掲載

### 【甲案】

公示催告事件についての公告において、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする。

### 【乙案】

公示催告事件についての公告については、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載によるものとし、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないとの規律は設けないものとする。

### 【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)について、甲案に賛成する。

### 【理由】

#### 1 裁判所端末の利用

非訟事件についても、民事訴訟における公示送達と同様にすることに支障はない。

#### 2 裁判所のウェブサイト掲載

裁判所のウェブサイトに掲載することにより公示の実効性を高めることが有用であり、掲載方法を加えることが相当である。

また、官報に掲載することにより、インターネットに接続できない者を含め、広く国民に知らせることが可能となる。

裁判所のウェブサイトに掲載する方法の詳細は不明であるが、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によった場合、当該ウェブサイトが更新された場合に、後日、いつどのように掲載されたか確認することは容易でないものと考えられる。したがって、ウェブサイトに掲載する方法を加えたとしても、官報に掲載する方法を廃止すべきではない。

#### 9 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事

訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

#### 【意見】

- 1 (注1) に賛成する。
- 2 (注2) に賛成する。
- 3 (注3) に賛成する。

#### 【理由】

- 1 非訟事件のIT化を活用した証拠調べ手続について、民事訴訟と同様の規律を設けることに支障はない。
- 2 非訟事件の費用額確定の申立の期限等について、民事訴訟と同様の規律を設けることに支障はない。
- 3 民訴法の内容を踏まえて、裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど、実務上必要な見直しを行うことに反対する理由はない。

## 第6 民事調停

### 1 裁判所に対する申立て等

#### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事調停の手續において裁判所に対して行う申立て等については、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

#### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事調停の手續において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

### 【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

### 【理由】

#### 1 インターネットを用いてする申立て等の可否（1(1)）

現行の民事調停法においては、民事調停手續における申立て等のうち、最高裁判所の定める裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、インターネットを用いてすることができる（民事調停法第2条、非訟事件手續法第42条）。もっとも、これ以外の民事調停の申立てや、民事調停手續における書証等の提出などは、一般的に、書面を裁判所に提出する方法によりなされている。

利用者である市民の視点からすれば、書面提出のほかに、いつでもインターネットを通じて、オンライン申立てをすることを認めることは、その利便性を飛躍的に高めるものであって、その導入を積極的に進めるべきである。

そこで、民事訴訟法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いて申立て等をすることができるものとすることに賛成する。

#### 2 インターネットを用いてする申立て等の義務付け（1(2)）

裁判所内の調停記録を全て電子化することを前提とすれば、オンライン申立ての義務化論は、調停記録を、ユーザーが電子化するか、裁判所が電子化するかとい

う問題に帰結する。

またオンライン申立てを市民一般に義務化するためには、まさに裁判を受ける権利そのものに直結することになることなどから、その前提として、利用しやすい電子情報処理組織の構築、裁判所内におけるIT環境の整備、及びこれに対する人員整備のほか、裁判所を中心とした充実したサポート体制が必要であるが、現時点においては、これらは不十分といわざるを得ない。

それゆえ、一般市民に対し、これを義務化することはできず、書面で提出されたものを裁判所において、電子化するのが相当である。

他方で、代理人においては、調停手続に成熟しており、それを業とするのであるから、記録の電子化に協力することは十分に考えられ、民事訴訟法第132条の11の規定を準用し、これを義務化することには賛成する。

これらの規律が、国際的にも、概ね一般的なものであって、これと異なる規律とするほどの合理的な事情は見当たらない。

またこの点において、民事訴訟手続と異なる扱いとする理由もない。

## 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

### (1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

### (2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事調停の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

- i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
- ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
- iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

#### 【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。
- 3 (注)に賛成する。

#### 【理由】

##### 1 提出書面等の電子化の対象事件等 ((1))

民事調停手続においても、民事訴訟手続における訴訟記録の電子化に関する考え方が同様に妥当することから、かかる手続と同様に、全ての事件について、電子化するのが相当である。

##### 2 提出書面等の電子化のルール of 原則 ((2)本文)

民事訴訟手続における訴訟記録の電子化の趣旨は、民事調停手続にも妥当することから、民事訴訟手続における電子化のルール(民事訴訟法第132条の12及び第132条の13)を適用することが相当である。

なお現行の民事調停法は、民事訴訟法第92条の規定を準用せず、第三者秘匿制度を設けていないが、試案第6の6(2)記載のとおり、これを準用すべきであるから、同条を前提とした要件とすることにも賛成する。



### 3 ファイルに記録された事項にかかる安全管理措置（（注））

上記のとおり、民事調停手続において、民事訴訟法第92条を準用することを前提に、その対象となる情報を厳格に管理するという観点から、本提案のとおり、民事訴訟手続と同様の規律とすることが相当である。

### 3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

#### 【意見】

賛成する。

#### 【理由】

民事訴訟手続においては、裁判官が作成する裁判書や、裁判所書記官が作成する調書は、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとされている。

民事調停手続においても、これと別異に解する合理的な理由はないから、民事訴訟手続と同様の規律とすることが相当である。

### 4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

（いわゆる遠隔地要件を削除し、）裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、民事調停の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

#### 【意見】

賛成する。

#### 【理由】

民事調停法第22条において準用する非訟事件手続法第47条第1項は、当事者が遠隔地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、当事者双方が現実に出頭していない場合でも、電話会議等を用いて、非訟事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く）をすることができる」と規定している。

もっとも、民事調停手続においても、民事訴訟手続と同様に、当事者の利便性をより高める観点から、遠隔地要件の削除することが考えられる。

ただし、ウェブ会議のみならず、とりわけ電話会議による運用が拡大することが予想される場合には、非弁行為や、なりすましなどの不正行為の懸念を解消するための措置を十分に検討する必要がある。

## 5 調停調書の送達又は送付

### 【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

### 【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

### 【意見】

- 1 本文について、甲案に賛成する。
- 2 (注) に賛成する。

郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化及び定額化を図るべきである。

### 【理由】

- 1 本文について

現行の民事調停法においては、成立した調停調書を当事者に送達しなければならないとの規律はなく、当事者の送達申請によって送達することができるものとされている。

もっとも、当事者間の合意の成立を記載した調停調書は、債務名義となること（民事調停法第16条）、強制執行は、その正本等が、あらかじめ又は同時に債務者に送達されたときに限り開始することができること（民事調停法第29条）、当事者に合意内容や、調停の内容を了知させることが、極めて重要であることなどをふまえ、実務上は、これらが送達されていることが多いものと考えられる。そうすると、その都度、正本送達の申請をすることは、当事者にとって、煩雑といえる。

また、民事訴訟手続では、和解調書について、当事者からの送達申請によらず送達しなければならないとされているところであり（民訴法第267条第2項）、これと別の規律を及ぼすべき合理的理由はない。

これに加えて、交付送達がなされる例も少なくないし、今後システム送達事案が増えることから、裁判所の事務負担が軽減されることも見込まれる。

以上からすれば、民事調停事件においても、民事訴訟法と同様の規律とし、調停における合意を記載した調書は、送達しなければならないものとするべきである。

## 6 事件記録の閲覧等

### (1) 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民調法第12条の6第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この(1)において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

（注）電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

### (2) 秘密保護のための閲覧等の制限

民事調停の手続における電子化された事件記録及び電子化されていない事件記録について、民訴法第92条第1項から第8項までの規定を準用するものとする。

## 【意見】

- 1 (1)本文及び（注）に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

## 【理由】

## 1 電子化された事件記録の閲覧等について ((1)本文)

現行民事調停法第12条の6は、当事者及び利害関係を疎明した第三者が、記録の閲覧等の請求をすることができるものとしている。

そこで、民事訴訟手続と同様に、電子化された事件記録についても当事者及び利害関係を疎明した第三者が、閲覧、ダウンロード及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとするのが相当と考える。

## 2 具体的な閲覧方法 ((1) (注) )

電子化された事件記録の具体的な閲覧方法については、民事訴訟手続と同様の規律とすることが相当である。

## 3 秘密保護のための閲覧の制限について ((2))

現行民事調停法に第三者の閲覧等を制限する規律はなく（現行民調法第12条の6第2項が民訴法第92条の第三者の閲覧等の制限する規定を準用していない。）、利害関係を疎明した第三者は、記録のうち当事者の重大なプライバシーや営業秘密等が記載された部分についても、その閲覧等が制限されないものとされている。

確かに、民事調停は、民事訴訟手続と異なり、要保護性のある秘密が、自己の主張を裏付ける資料となっている際に、これを提出しない場合であっても、敗訴リスクを負うというものでもなく、あえて民事訴訟法第92条のように閲覧を制限する規定を設ける必要はないようにも思える。

しかしながら、このような規律とすることで、当事者が、民事調停においても、要保護性のある秘密について、開示することができ、これにより、民事調停における紛争解決機能を向上させ、その利用が促進されることも考えられる。

また民事調停を利用する者は、調停の申立てにおいて、紛争の要点に関する証拠書類があるときは、その写しを添付しなければならないとされている（民事調停規則第3条）。

その他、これを認めた民事訴訟法の規律と、異なる規律とする合理的理由も、特段見当たらない。

以上の理由により、民事訴訟手続と同様に、提案のと通りの閲覧等制限を設けることに賛成するものである。

## 7 送達等

|              |
|--------------|
| (1) 電磁的記録の送達 |
|--------------|

民事調停の手続における電磁的記録の送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

民事調停の手続における公示送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第111条の規定を準用するものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

【理由】

1 電磁的記録の送達（本文1）

民事訴訟法は、電磁的記録の送達に関し、①電磁的記録に記録された事項を出力した書面による送達（第109条）、②インターネットによる送達（民訴法第109条の2）の2種類を定めるとともに、その効力発生の時期（民訴法第109条の3）及び届出をしなければならない者に関する特例（民訴法第109条の4）について定めている。

民事調停手続においても、その送達の方法について、民事訴訟法と同様の規律とするのが相当である。

2 公示送達（本文2）

民事訴訟法第111条においては、書面を裁判所の掲示板に掲示する方法と裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く方法が定められている。

民事調停手続においても、これと別異に解する合理的な理由はないから、これと同様の方法とするのが相当である。

8 その他

（注1）システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(注3) 特定調停における手続については、民事調停の手続のIT化及び破産手続のIT化を踏まえて、IT化をするものとする。

(注4) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

#### 【意見】

- 1 (注1) に賛成する。
- 2 (注2) に賛成する。
- 3 (注3) に賛成する。
- 4 (注4) に賛成する。

#### 【理由】

- 1 (注1) (注2) について

これらの点について、民事訴訟手続と別の取扱いとする合理的根拠はないから、かかる提案に賛成する。

- 2 (注3) について

特定調停の手続は、債務の返済ができなくなるおそれのある債務者（特定債務者）の経済的再生を図るため、特定債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を行うことを目的とする手続であり、民事調停法の特例として定められたものである（特定調停法第1条、第22条参照）。

特定調停法は、民事調停法の特則を定めるものであるものの、その機能は、いわゆる債務整理に利用されるものであり、破産法等の手続と類似する側面を持つ。

そこで、特定調停のIT化においては、民事調停のIT化に加えて、破産手続のIT化を踏まえて検討することに賛成する。

- 3 (注4) について

民事訴訟手続と同様に、実務上見直しをすべき点があれば、これを行うことには賛成する。

## 第7 労働審判

### 1 裁判所に対する申立て等

#### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

労働審判手続において裁判所に対して行う申立て等については、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

#### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

労働審判手続において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

#### 【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

#### 【理由】

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。以下「改正民訴法」という。）がインターネットを用いた民事訴訟の申立て等を認めるのと同じく、労働審判手続においても、インターネットを用いた申立て等を認めるべきである。

また、民事訴訟手続においてインターネットを用いた申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等について、民事訴訟手続との差異を設ける理由がないから、労働審判手続においても、インターネットを用いた申立て等を義務付けるべきである。

### 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

#### (1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、労働審判手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

- i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
- ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
- iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。
- 3 (注) に賛成する。



【理由】

提出された書面等及び記録媒体について、民事訴訟手続における民事訴訟法第132条の12及び民事訴訟法第132条の13と同様のルールで行うというものである。

労働審判手続において、民事訴訟手続と異なるルールを採用する合理的な理由はないから、民事訴訟手続と同様のルールに基づいて行うことは相当である。

3 裁判書及び調書等の電子化

労働審判委員会が作成する審判書、裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

労働審判手続においても、労働審判委員会が作成する審判書、裁判官が作成する裁判書、裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて電磁的記録によって作成するのが相当であり、これを認めることによる支障はない。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

（いわゆる遠隔地要件を削除し、）裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、労働審判手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

（注）労働審判手続の証拠調べにおけるウェブ会議又は電話会議の利用については、後記8で取り上げている証拠調べの規律が優先的に適用されることを前提としている（民事訴訟手続と同様の規律とする場合には、証人尋問はウェブ会議を利用することができるが電話会議を利用することはできず、証拠調べとしての参考人等の審尋（民訴法第187条第3項及び第4項参照）は原則としてウェブ会議を利用することができるが、当事者に異議がないときは電話会議を利用することができることとなる。）。

【意見】

賛成する。

【理由】

労働審判手続においても、民事訴訟手続と同様に遠隔地要件を削除し、ウェブ会議又は電話会議の方法による期日の開催を認めるべきである。

5 調停調書等の送達又は送付

(1) 調停における合意を記載した調書

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(2) 審判書に代わる調書

【甲案】

審判書に代わる調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

審判書に代わる調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

【意見】

- 1 (1)本文について、甲案を採用すべきである。
- 2 (2)本文について、甲案を採用すべきである。
- 3 (1)及び(2)の(注)に賛成する。

【理由】

(1) 及び(2)の本文

民事訴訟手続において和解調書の送達は必要的とされている（民訴法第267条第2項）。また労働審判手続において審判書を作成した場合の同審判書の送達も必要的である。

労働審判手続における調停における合意を記載した調書は民事訴訟手続における和解調書や審と同様に、当事者の紛争に対する合意内容が記載された書面であり、債務名義としての意味を持つ。また、審判書に代わる調書は、労働審判手続における審判書と同様に労働審判委員会の判断が記載された書面であり、債務名義としての意味を持つものである。

これらについて、相殺の必要性に関して、異なる規律を設ける意味は乏しく、いずれにしても、これらを債務名義として強制執行を行うには、事前の送達が必要となるが、手続の終了後に時間が経過すると同送達が困難となる場合があり、あるいは送達により強制執行が察知されるおそれがある等の問題がある。そのため、労働審判手続における調停における合意を記載した調書や、審判書に代わる調書についても作成されたときには、必要的送達とする規律を設けるべきである。

(1) 及び(2)の（注）

郵便費用について申立手数料に組み込み一本化することは、当事者にわかりやすく相当である。ただし、手続記録の電子化等により通知や送達に電磁的方法が利用されることが増加すると窺えることから、申立手数料の低額化を図るべきである。

## 6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る労審法第26条第1項の規律を基本的に維持し、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

（注）電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をす

る  
ことができる。

【意見】

- 1 本文に賛成する。
- 2 (注)に賛成する。

【理由】

現行の労働審判法は、当事者及び利害関係を疎明した第三者に事件記録の閲覧及び謄写の請求権を認めている。改正された民事訴訟法においても、事件記録の閲覧及び謄写に加えて、電子化された事件記録についても当事者及び利害関係を疎明した第三者が、閲覧、ダウンロード及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができることとされているが、労働審判手続においても同様の規律を設けることが相当と考える。

## 7 送達等

労働審判手続における電磁的記録の送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

（注）労働審判手続における公示送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第111条の規定を準用するものとする。

【意見】

本文及び（注）に賛成する。

【理由】

労働審判手続における相殺についても、民事訴訟手続と異なる方法によるべき合理的な理由がないから、非訟法を準用することにより民事訴訟法の規定を準用することは相当である。公示送達についても同様である。

## 8 その他

（注1）ウェブ会議・電話会議を利用する参考人等の審尋、システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や書面の提出に代えて電磁的記

録をファイルに記録する方法による陳述など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

#### 【意見】

- 1 (注1) に賛成する。
- 2 (注2) に賛成する。
- 3 (注3) に賛成する。

#### 【理由】

(注1)、(注2) について、民事訴訟手続と別の取扱いとする合理的根拠はないから、かかる提案に賛成する。

(注3) について、民事訴訟手続と同様に、見直しの必要性等について検討することについては異論はない。

## 第8 人事訴訟

### 1 裁判所に対する申立て等

#### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

人事訴訟に関する手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を適用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

#### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

人事訴訟に関する手続において、民訴法第132条の11の規定を適用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた訴訟代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

#### 【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

#### 【理由】

上記提案及び中間試案の補足説明等に対して、特段の異論はない。

### 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

#### (1) 民事訴訟のルール適用

裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、民訴法第132条の12及び第132条の13の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする（書面等及び記録媒体については、事実の調査に係るものを含むものとする。）。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、人事訴訟に関する手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記

録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの

ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項の規定を適用し、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された訴訟記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(2) 人訴法特有のルール（事実の調査に係る提出書面等の電子化の例外）

【甲案】

事実の調査において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のいずれかのものであり、かつ、裁判所が特に必要があると認めるものについては、当該事項をファイルに記録することを要しないものとする。

① 他の者が知ることにより子（当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその子をいう。）の利益を害するおそれがある事項

② 他の者が知ることにより当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれがある事項

③ 明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその名誉を著しく害するおそれがある当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密

### 【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、事実の調査に係るインターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された訴訟記録のうち、本文の甲案に掲げる①から③までの事項についても、裁判所が特に必要があると認めるときは、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

### 【意見】

- 1 (1)本文及び(注)に賛成する。
- 2 (2)本文について、乙案に賛成する。

### 【理由】

- 1 (1)について、上記提案及び中間試案の補足説明等に対して、特段の異論はない。
- 2 (2)について、記録の電子化の要否において、裁判所による判断を介する余地を設けるべきではないと考える。人事訴訟事件の特殊性は、電子化の要否でなく閲覧許可の判断の場面で考慮すべきものであって、記録の電子化を避けるべきとする理由とはなりえない。

そもそも情報漏洩のリスクは、すべての種類の事件にあり、リスクを最小化すべき要請は普遍的に存在する（つまり、セキュリティが確保されるべきとの要請は、すべての種類の事件における大前提である。）。そのため、人事訴訟事件であるからという理由で電子化しないとする理由はないと考える。

### 3 裁判書等及び報告書の電子化

#### (1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、民訴法の規定を適用し、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

#### (2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（人訴法第34条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に



記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

【理由】

上記提案及び中間試案の補足説明等に対して、特段の異論はない。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 当事者の陳述を聴く審問期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとする。

【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

(注) 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考え方がある。

(2) 参与員の立会い

家庭裁判所は、人訴法第9条第1項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち会わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち会わせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方がある。

【意見】

- 1 (1)について、甲案及び乙案のいずれにも反対する。(注)の提案に賛成する。
- 2 (2)について、本文及び(注)のいずれにも反対する。ウェブ会議を原則としたうえで、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきである。

## 【理由】

### 1 (1) (当事者の陳述を聴く審問期日) について

人事訴訟法第33条第4項は、裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる」と規定する。これは、裁判所が直接当事者から事実関係や意見を聴くものであり、他の事実の調査と比較して、裁判官の心証形成に与える影響が大きいとみられることから、他方当事者に立会権が認められており、実質的には訴訟における口頭弁論に相当するものと解されるところ、審問の対象となる当事者は、他者の影響を受けない状況下で、自らの事実認識や意見を陳述することが求められる。

映像と音声の送受信(ウェブ会議の方法)による方法であれば、審問手続中にも、他者からの影響の有無を確認可能とも考えられる。その一方で、音声のみであれば、この確認が困難であるともいえる。

また、裁判実務において、審問には、主張整理の趣旨と証拠調べの趣旨が混在しているところ、当事者にとって不意打ちにならないための手続保障の観点から、より重い証拠調べ手続に準拠し、原則として、ウェブ会議の方法によるべきと考える。

もっとも、上記問題(他者の影響を受ける状況下にあるかどうか)があるとしても、なお当事者双方に異議がない場合にまで、例外としての電話会議の方法をあえて認めないとするにも理由がないと考える。

これに対して、甲案(電話会議の方法を原則として許容する)によれば、電話会議の方法によって、裁判所や立会他方当事者に認識されない形で、当事者の審問に第三者が同席し、当該当事者に何らかの助言や指示をして影響を与えることが想定される。そして、その結果として、当該当事者の事実認識や意見とは違う形での陳述が裁判所に提示されることにより、裁判官の心証形成が歪められる可能性を否定できないとの問題があると思料する。

### (2) 参与員の立会いについて

人事訴訟法では、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、参与員を人事訴訟の審理又は和解期日に立ち会わせて、意見を聴くことができる旨規定する

(同法第9条第1項)。これは、社会一般の良識、あるいは、一般の市民感覚を参与員の意見として反映させることにより、人事訴訟の審理をより充実させたものにする趣旨であると解される。実際にも、たとえば、離婚訴訟の本人尋問前に参与員が選任され、本人尋問期日に立ち会い、参与員から本人に対し、裁判長の許可を得て質問を行うという事例がある。

参与員が意見を述べる前提として、参与員が審理又は和解の試みに立ち会う場合には、当事者本人の考え等を傾聴し、かつ、当事者を、その言動及び表情から全人格的に把握し、それまでの経緯及び背景事情を含めて、事件を総合的に理解することが求められる。

また、(説明)によれば「期日において意見を述べる必要はない」とされているが、期日に立ち会った上で意見を述べる場合、電話会議の方法による場合には、参与員は当事者の発言（その内容及び声から伝わる感情）から当事者の考え、心情を把握することができるのみであり、当事者の表情、仕草等の身体状況からの情報を得ることができない。当事者側の観点からみても、参与員の顔すら見られないとすれば、当事者の参与員に対する信頼感もまた不十分なものとなりかねず、審理や手続に対する納得感が低くなりかねない。結果的に、審理の充実につながらない可能性がある。

他方、参与員の意見聴取に際し、参与員にウェブ会議への参加を求めたところで、参与員の負担は電話会議の場合とさほど変わらない。

したがって、参与員を人事訴訟の審理又は和解期日に立ち会わせて意見を聴く場合には、参与員の関与による審理の充実という趣旨を実現させるためには、少なくともウェブ会議による方法を原則とすべきであると考ええる。

ただし、上記の問題意識はあくまでも当事者の視点に沿ったものであるから、当事者双方に異議がない場合にまで、ウェブ会議方式に固執する必要性・必然性はなく、このような場合には例外的に電話会議の方法によることを認めてもよいと考える。

## 5 和解調書等の送達

人事訴訟に関する手続について、民訴法第267条第2項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

(注) 本文は、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

## 【意見】

- 1 本文に賛成する。
- 2 (注)に賛成する。

## 【理由】

本文について、民事訴訟手続では、和解調書について、当事者からの送達申請によらず送達しなければならないとされているところ（民事訴訟法第267条第2項）、人事訴訟手続において、これと別の規律を及ぼすべき合理的理由はないと考える。

また、送達が不奏功となった場合の手続の煩雑さへの配慮は、システム送達が利用できない場合に限って問題となるところ、和解が成立し、その内容が債務名義となるものを含まない場面には、受取り拒否等により送達が不奏功に終わることは少ないと考えられることから、送付によることとするメリットは大きくないとも考えられる。

(注)について、郵便費用を申立手数料に組み込み、これを一本化することは、当事者の利便性にも配慮しつつ、裁判所の事務負担の軽減の観点から合理的といえる。もっとも、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化及び定額化を図るべきである。

## 6 電子化された訴訟記録の閲覧等

### (1) 電子化された訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等

電子化された訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等に関し、民訴法第91条の2及び第91条の3の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電子化された訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子化された訴訟記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、複写（ダウンロード）、訴訟記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明する文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供の請求をすることができる。

(注) 電子化された訴訟記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を

用いた閲覧等を請求することができる。

- ③ 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

## (2) 事実の調査に係る部分の閲覧等

### ア 原則

電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の請求については、請求の主体及び裁判所の許可に係る人訴法第35条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者は、裁判所が人訴法第35条第2項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）又はその部分に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この(2)において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。

- ② 利害関係を疎明した第三者は、裁判所が人訴法第35条第3項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧等の請求をすることができる。

(注1) 電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 本文のとおり、法律上、裁判所の閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる（(注1)②）ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定（人訴規則第25条参照）に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする）との考え方がある。ここでいう「一定の場合」としては、例え

ば、訴訟代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方がある。

イ 自己の提出したものの閲覧等の請求

当事者は、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注1) 当事者は、電子化されていない訴訟記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注2) 本文のほか、訴訟代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合についても、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとするとの考え方がある。

【意見】

1 (1)本文及び(注)①ないし③について、いずれも賛成する。

2 (2)ア本文及び(注1)①及び②について、いずれも賛成する。

(2)ア(注2)について、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方に賛成し、閲覧又は複写を許可する部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(事前の許可を可能とする)との考え方に反対する。

3 (2)イ本文及び(注1)についていずれも賛成する。

4 (2)イ(注2)について、賛成する。

【理由】

1 (1)本文、同(注)①ないし③について、上記提案及び中間試案の補足説明等に対して、特段の異論はない。

2 (2)ア本文、同(注1)①・②について、上記提案及び中間試案の補足説明等に対して、特段の異論はない。

(2)ア(注2)について、事前に範囲を特定することは容易でないと思われる。また、当事者であっても閲覧謄写が許可制とされる趣旨は、個別に裁判所による慎重な判断を要するということにあると考えられるところ、かかる趣旨からして都度の判断が望ましいと考える。

3 (2)イ及び(注1)について、上記提案及び中間試案の補足説明等に対して、特段の異論はない。

4 (2)イ(注2)について、  
上記提案及び中間試案の補足説明等に対して、特段の異論はない。

## 7 送達

### (1) 電磁的記録の送達

人事訴訟に関する手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を適用するものとする。

### (2) 公示送達

人事訴訟に関する手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を適用するものとする。

#### 【意見】

1 (1)に賛成する。

2 (2)に賛成する。

#### 【理由】

上記提案及び中間試案の補足説明等に対して、特段の異論はない。

## 8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民訴法の規定を適用するものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限について民訴法第71条第2項を適用するものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

#### 【意見】

1 (注1)及び(注2)について、いずれも賛成する。

2 （注3）について、とくに異論はないが、法制審における検討の経緯及び結果を踏まえて、あらためてパブリックコメントに付されるべきである。

付郵便制度及び公示送達制度の悪用による判決の騙取の存在が社会問題化するなか、これを可能な限り防止する立法上の手当について、法制審において検討されるべきと考える。

**【理由】**

上記意見のとおり。

付郵便制度及び公示送達制度の悪用による判決の騙取を可能な限り防止する立法上の手当案の一つとして、希望者に対しては、あらかじめ届出をさせた上で、自らを被告として訴訟が提起されたときには事件管理システムからその旨を通知し、システム送達を受けることを申し出ることができるようにすることも一つの方法であると考え。この意見も踏まえていただき、法制審において闊達な意見を取り交わされることを期待する。



## 第9 家事事件

### 1 裁判所に対する申立て等

#### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

家事事件の手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(注) 申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力的方式を検討すべきとの考え方がある。

#### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

##### ア 委任を受けた手続代理人等

家事事件の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手続代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

##### イ 家事事件の手続において裁判所から選任された者

###### 【甲案】

家事事件の手続において裁判所から選任された者は、その選任された者として関与する家事事件の手続においては、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

###### 【乙案】

家事事件の手続において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

### 【意見】

- 1 (1)本文及び(注)に賛成する。
- 2 (2)アに賛成する。
- 3 (2)イについて、乙案に賛成する。

### 【理由】

- 1 (1)本文及び(2)アについて、上記提案及び中間試案の補足説明等に対して、特段の異論はない。
- 2 (1)(注)について、手続を利用する国民の利便性向上のために、記載事項が限定的・定型的なもの（上記「一定の事件の類型」）については、とくにフォーマット

入力方式の導入を積極的に検討すべきと考える。

- 3 (2)イについて、成年後見人等には、親族や市民後見人など、法律専門職ではない者が選任されているケースも相当数あることなどから、(2)アの場合とは異なり、特段の規律を設けるまでの必要はないと考える。

## 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

### (1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

#### 【甲案】

家事調停事件及び別表第2に掲げる事項の家事審判事件については、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとするが、その余の家事事件については、ファイルに記録するかどうかは、裁判所の適切な運用に委ねるものとする。

#### 【乙案】

全ての家事事件において、当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があったときは、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

#### 【丙案】

全ての家事事件について、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注1) 甲案を採用する場合に、別表第1に掲げる事項についての家事審判事件については、本文のとおり、電子化をするかどうかは個々の裁判所の適切な運用に委ねるとする考え方(甲-1案)のほか、一定のものについては、法律上の定めとして、同様に電子化しなければならないとするとの考え方がある。具体的には、次のとおりである。

- ① 別表第1に掲げる事項についての家事審判事件のうちの電子化のメリット等が高いと考えられる一定の事件類型にも下記(2)の電子化のルールを適用するとの案(甲-2案)
- ② 別表第1に掲げる事項についての家事審判事件は、電子化のメリット等が特に高くないと認めるものを除いて、下記(2)の電子化のルールを適用するとの案(甲-3案)

(注2) 丙案を採用する場合について、本文のとおり下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(丙-1案)のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、家事事件の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(丙-2案)がある。

## (2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

### ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、家事事件の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項については、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

### イ 家事法特有のルール

#### 【甲案】

家事事件の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のいずれかのものであり、かつ、裁判所が特に必要があると認めるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

- ① 他の者が知ることにより事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害する

おそれがある事項

- ② 明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれがある当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密
- ③ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして、他の者が知ることを不適当とする特別の事情がある事項

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、本文の甲案に掲げる①から③までの事項についても、裁判所が特に必要があると認めるときは、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

【意見】

- 1 (1)について、丙案に賛成する。
- 2 (1) (注2) について、(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方（丙1案）に賛成する。
- 3 (2)について、乙案に賛成する。

【理由】

記録の電子化の要否においては、裁判所の判断を介する余地を設けるべきではないと考える。家事事件の特殊性は、電子化の要否でなく閲覧許可の判断の場面で考慮すべきものであって、記録の電子化を避けるべきとする理由とはなりえない。

そもそも情報漏洩のリスクは、すべての種類の事件にあり、リスクを最小化すべき要請は普遍的に存在する（つまり、セキュリティが確保されるべきとの要請は、すべての種類の事件における大前提である。）。そのため、家事事件であるからという理由で電子化しないとする理由はないと考える。

3 裁判書等及び報告書の電子化

(1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する審判書その他の裁判書及び裁判所書記官が作成する調書

等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（家事法第58条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

【意見】

- 1 (1)に賛成する。
- 2 (2)に賛成する。

【理由】

上記提案及び中間試案の補足説明等に対して、特段の異論はない。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 当事者の期日参加等

ア 遠隔地要件の削除

（いわゆる遠隔地要件を削除し、）裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、家事事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

イ 当事者が立会権を有する審問期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続についても、ウェブ会議及び電話会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとする。

【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続については、ウェブ会議によって、その審問期日における手続を行

うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

(注) 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によって、当事者が立会権を有する審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考え方があ

(2) 参与員の立会い

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち合わせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方があ

(3) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等

① 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者が家庭裁判所調査官との間でウェブ会議又は電話会議によって、家庭裁判所調査官に家事事件の手続の期日に立ち合わせることができるものとするとともに、当該期日において家事法第59条第2項（同法第258条第1項において準用する場合を含む。）の意見を述べさせることができるものとする。

② 前記①の規律は、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用するものとする。

(注1) 本文と異なり、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、家庭裁判所調査官及び裁判所技官に期日参加等をさせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方があ

(注2) ウェブ会議又は電話会議を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聴取することができるものとする。

【意見】

- 1 (1)アに賛成する。
- 2 (1)イについて、甲案及び乙案のいずれにも反対する。(注)の提案に賛成する。
- 3 (2)について、本文及び(注)のいずれにも反対する。ウェブ会議を原則としたうえで、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべ

きである。

- 4 (3)本文及び(注1)について、反対する。ウェブ会議を原則としたうえで、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきである。
- 5 (3)(注2)について、賛成する。

## 【理由】

- 1 (1)アについて、上記提案及び中間試案の補足説明等に特段の異論はない。
- 2 (1)イ（当事者が立会権を有する審問期日）について

家事事件手続法第69条は、別表第2事件に掲げる事項についての家事審判の手續において、家庭裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者の同審問期日への立会権を認めている。これは、その当事者の陳述が裁判所に与える心証の影響の大きさに鑑み、他方当事者には発言内容そのものに限らず、その表情、態度等をその場で検証する機会を与えることが相当であって、後日、調書化された発言内容を、閲覧謄写を通じて知ることができたとしても、それだけでは手續上不十分であるからとされる。

この趣旨に鑑みると、他方当事者の立会権が認められた審問期日に関しては、他方当事者において、陳述する当事者の表情や態度等を検証する機会が保証されるべきと考える。また、実務において、審問には主張整理的な内容と証拠調べるような内容が混在しているが、当事者にとって不意打ちにならないための手續保障の観点から、より重い証拠調べ手續に準拠し、原則として、ウェブ会議の方法によるべきである。

また、現行の家事事事件手続法制定時にはウェブ会議が社会的に一般ではなかったが、現時点ではWEBツールの開発や通信環境の拡充が進み、社会的に広く受け入れられるようになっている。

そこで、審問期日は、原則として、少なくともウェブ会議の方法により行われるべきであって、乙案の(注)を採用されるべきと考える。

ただし、上記の問題意識はあくまでも当事者の視点に沿ったものであるから、当事者双方に異議がない場合にまで、ウェブ会議方式に固執する必要性・必然性はなく、このような場合には例外的に電話会議の方法によることを認めてもよいと考える。

- (2) 参与員の立会い

家事事件では、参与員の期日への立会いは必要的ではないとされているものの、参与員が期日に立ち会う場面では、当事者本人の考え等を直接、傾聴し、

かつ、当事者を、その言動及び表情から全人格的に把握し、それまでの経緯及び背景事情を含めて、事件を総合的に理解することが求められる。

この点、電話会議の方法による場合、参与員は当事者の発言（その内容及び声から伝わる感情）から当事者の考え、心情を把握することができるのみであり、当事者の表情、仕草等の身体状況からの情報を得ることができない。当事者側の観点からも、参与員の顔すら見られないとすれば、当事者の参与員に対する信頼感もまた不十分なものとなりかねず、審理や手続に対する納得感が低くなりかねない。結果的に、審理の充実につながらない可能性がある。

他方、参与員の意見聴取に際し、参与員にウェブ会議への参加を求めたところで、参与員の負担は電話会議の場合とさほど変わらない。

したがって、参与員を期日に立ち会わせて意見を聴く場合には、参与員の関与による審理の充実という趣旨を実現させるためには、少なくともウェブ会議による方法を原則とすべきであると考ええる。

ただし、当事者双方に異議がない場合にまで、ウェブ会議方式に固執する必要性・必然性はなく、このような場合には例外的に電話会議の方法によることを認めてもよいと考える。

### (3) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等

家庭裁判所調査官及び裁判所技官において、当事者と直接のやりとりができ、また、当事者の状況を直接把握することができる現実の期日立会が望ましいとはいえ、現実の立会いが難しい場合の代替方法を認めないとするにも問題がある。そこで、ウェブ会議や電話会議の方法によることを認めることもやむを得ないと考える。

ただし、電話会議の方法による場合には、家庭裁判所調査官及び裁判所技官の音声だけによるコミュニケーションとなり、ウェブ会議の方法による場合と比較して、同人らに対する当事者の信頼感の醸成や手続に関する納得感が低くなるおそれが高い。当事者の立場からしても、家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日への立会い及び意見陳述は、対面又はウェブ会議による方法を原則にすべきと考える。

ただし、上記の問題意識はあくまでも当事者の視点に沿ったものであるから、当事者双方に異議がない場合にまで、ウェブ会議方式に固執する必要性・必然性はなく、このような場合には例外的に電話会議の方法によることを認めてもよいと考える。



## 5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停

当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会（裁判官又は家事調停官のみで家事調停の手続を行う場合にあっては、その裁判官又は家事調停官）から調停が成立すべき日時を定めて提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。

### 【意見】

賛成する。

### 【理由】

上記提案及び中間試案の補足説明等に特段の異論はない。

## 6 調停調書の送達又は送付

### 【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

### 【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

（注）甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

### 【意見】

甲案、（注）に賛成する。

### 【理由】

本文について、民事訴訟手続では、和解調書について、当事者からの送達申請によらず送達しなければならないとされているところ（民事訴訟法第267条第2項）、家事手続において、これと別の規律を及ぼすべき合理的理由はないと考える。

また、送達が不奏功となった場合の手続の煩雑さへの配慮は、システム送達が利用できない場合に限って問題となるところ、和解が成立し、その内容が債務名義となるものを含まない場面には、受取り拒否等により送達が不奏功に終わることは少ないと考えられることから、送付によることとするメリットは大きくないとも考えられる。

(注) について、郵便費用を申立手数料に組み込み、これを一本化することは、当事者の利便性にも配慮しつつ、裁判所の事務負担の軽減の観点から合理的といえる。もっとも、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化及び定額化を図るべきである。

## 7 電子化された事件記録の閲覧等

### (1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る家事法第47条第1項及び第254条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この7において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 本文のとおり、法律上、裁判所の閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる（(注1) ②）ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定（家事規則第35条参照）に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする）との考え方がある。ここでいう「一定の場合」としては、例えば、手続代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方がある。

(注3) (注1)の①につき裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができるのは当事者及び審判を受ける者となるべき者のみに限るとすべきとの考え方がある。

(2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求を行うことができるものとする。
- ② 当事者は、電子審判書その他の電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求を行うことができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求を行うことができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ④ 当事者は、調停における合意を記載した調書及び調停が終了した際の調書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求を行うことができるものとする。

(注1) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求を行うことができるものとする。

(注2) 本文のほか、手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合についても、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求を行うことができるものとするとの考え方がある。

【意見】

- 1 (1)本文に賛成する。
- 2 (1) (注1) ①及び②について、賛成する。
- 3 (1) (注2) について、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方に賛成し、閲覧又は複写を許可する部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とするとの考え方に反対する。
- 4 (1) (注3) について、賛成する。
- 5 (2)本文に賛成する。

- 6 (2) (注1) に賛成する。
- 7 (2) (注2) について、賛成する。

【理由】

- 1 (1)本文について、提案に賛成する部分については、中間試案の補足説明等に特段の異論はない。
- 2 (1) (注1) ①及び②について、提案に賛成する部分については、中間試案の補足説明等に特段の異論はない。
- 3 (1) (注2) について、事前に範囲を特定することは容易でなく、また事前の包括的閲覧謄写許可によって閲覧謄写できる範囲が不明確となり、実務に混乱を来すおそれがある。また、当事者であっても閲覧謄写が許可制とされる趣旨は、個別に裁判所による慎重な判断を要するということにあると考えられるところ、かかる趣旨からして都度の判断が望ましいと考える。
- 4 (1) (注3)  
提案に賛成する部分については、中間試案の補足説明等に特段の異論はない。
- 5 (2)本文について、提案に賛成する部分については、中間試案の補足説明等に特段の異論はない。
- 6 (2) (注1) について、提案に賛成する部分については、中間試案の補足説明等に特段の異論はない。
- 7 (2) (注2) について、  
提案に賛成する部分については、中間試案の補足説明等に特段の異論はない。

8 送達等

(前注) 家事事件の手続では、送付、相当な方法による告知又は通知がされることがあるが、送達はここでいう送付、相当な方法による告知及び通知の方法の一つであり、送達があれば、送付、相当な方法による告知及び通知がされたものと評価されることを前提としている。

(1) 電磁的記録の送達

家事事件の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

家事事件の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用する

ものとする。

（後注１）家事事件の手續において裁判所が行う公告について、最高裁判所規則で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所設置端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

（後注２）（後注１）を前提とした上で、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとするとの考え方がある。

#### 【意見】

- 1 (1)及び(2)について、いずれも賛成する。
- 2 （後注１）及び（後注２）について、いずれも特段の異論はない。

#### 【理由】

上記提案及び中間試案の補足説明等に対して、特段の異論はない。

### 9 その他

（注１）システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ＩＴを活用した証拠調べ手續について、民事訴訟手續と同様の規律を設けるものとする。

（注２）費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手續と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

（注３）民訴法第の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

#### 【意見】

いずれも賛成する。

#### 【理由】

とくにない。



## 第10 子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）

子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）について、第9の家事事件に関する検討を踏まえ、基本的に、これと同様にIT化するものとする。

### 【意見】

以下の条件付きで賛成である。

- 1 裁判所への申立手続について、①フォーマットだけでなく自由記載欄や別紙等を充実させること、②申立てに関する事前相談を履践し、かつ、これについて十分に告知すること。
- 2 ウェブでの期日への出頭について、国内にいる当事者の出頭については遠隔地要件を排除し、広く認めることに賛成であるが、海外にいる当事者の出頭については①可能な限り期日への出頭を当事者に要請すべきこと、②外国とのウェブ会議については通信状態やアプリの使用の可否について十分注意して実施すること。
- 3 受諾書を提出する方法による調停をハーグ条約に基づく返還事件（以下「ハーグ事件」という。）に適用するかについては十分に慎重な検討を行うこと。
- 4 調停調書、電磁的記録の送達について、外国に送達する場合は送達条約、民訴条約の要件を満たすべきこと。

### 【理由】

#### 1 総論

中間試案において、ハーグ事件は、基本的に家事事件と同様にIT化するものとするとしている。ハーグ条約においても、訴訟記録の電子化、ITツールの活用  
の要請は家事事件を含めた他の事件とは異なるところはない。

ただし、手続の迅速性の要請や一方当事者が外国に居住していることなど、ハーグ事件は他の家事事件とは異なる面があり、その面に即した個別の検討が必要と思われるため、いくつかの点においての条件付きでの賛成の意見とする。

なお、個別の条件については、家事事件に関する中間試案に従って意見を述べている。

#### 2 各条件について

##### ア 裁判所に対する申立等について

ハーグ事件においても、実務上、申立書はデータで作成され、それをプリントアウトしたものを裁判所に提出しているため、申立てについてインターネットを用いて行うこととしても何ら不利益はなく、これ自体に異論はない。

但し申立て等をインターネットを用いてする際の方法としてシステム上のフォ

ーマット入力的方式を検討すべきとの考え方については条件付きで賛成である。ハーグ事件においては、実務上申立てから約2週間後に開催される第1回期日に争点整理が行われることが多く、そのため訴状には予想される争点その他関連する多くの事実の記載が求められている（ハーグ実施法手続規則第34条参照）。このように、ハーグ事件については申立書に記載すべき情報のすべてをフォーマットに落とし込むのが困難な面があると思われるので、この点については十分な自由記載欄を確保するなどの配慮を行うべきである。

また、ハーグ事件については迅速性の要請から、裁判所による申立書の事前審査が推奨され、実際にも行われている。この事前審査は申立書の補正にかかる時間を省略して、手続の迅速性を確保するとともに相手方の防御のための時間を確保することを目的とするものであり、ハーグ事件の手続において重要な意義を有している。インターネットを用いて行う申立てにおいても、この事前審査を履践することとし、かつ、これについて十分告知を行うべきである。

#### イ 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用について

##### ㊦ 遠隔地要件の削除については賛成である。

新型コロナウイルスの蔓延に伴い、我が国は入国後の長期間の行動制限を設けた時期があった。この時期には入国後2週間裁判所への出頭を含めた行動が制限されたため、外国にいる当事者が実際に期日に出頭するためには長期間の日本滞在を余儀なくされた。しかし、日本に入国後待機期間中の当事者がウェブ会議の方法で期日に出頭できれば、当事者の負担を軽減することができる。

上記の場合に日本に入国した当事者の滞在場所は、審理が行われる裁判所付近であることも多いため、遠隔地要件を削除してウェブ会議を実施することは望ましい。

##### ㊧ ただし、外国にいる当事者とのウェブ会議については、導入すべきではあるが、同時に可能な限り当事者の出頭を求めるという姿勢を崩すべきでないと考える。

まず、今般の新型コロナウイルスの蔓延に伴い、我が国は厳格な入国制限を取った時期があり、この時期には原則として外国人の入国はできなくなった。新型コロナウイルスの再流行や別種の感染症の流行の可能性もあり、今後も同様の状況が生じる可能性は否定できない。

ハーグ事件においては迅速性が要求されるため、当事者の一方が上記の入国制限により期日に出頭できず、審理が進まないという状況は当事者のみならず、子の利益にも反する。

したがって、外国にいる当事者との間でウェブ会議を行うこと自体の必要性



は高い。

- ㊦ もっとも、ハーグ事件は家族に関する事件であるため、話し合いでの解決が望ましく、実際に期日に出頭して話し合いを行う方が話し合いは上手くいくことが多い。また、外国にいる当事者側でも、審理の期間中に面会ができるというメリットもあり、外国にいる当事者が期日に出頭することのメリットは多い。

さらに、日本は、電力・電波状況が安定し、アプリについての制限も少ないため、ウェブ会議を安定して実施することが可能である。しかし、国によっては電波や電力状況によりウェブ会議が途切れてしまい、期日が空転する可能性がある。また、家庭裁判所が使用するWebexは、同社公式ホームページによるとハーグ加盟国のうち中国（香港、マカオ）、ロシア、ベラルーシでは使用できず、Webexが主に使用するVoIP方式についての制限が設けられている国が上記の国以外にもある。

加えて、期日の録音や外国の弁護士が期日に立ち会うことも考えられる。この問題はウェブ会議特有の問題であり、日本でも同様の問題は生じうるが、外国で起きた場合、日本からのコントロールが効かないため、問題が大きくなる可能性がある。

- ㊧ 以上のとおり、外国との間でウェブ会議を実施できる道を拓くことは望ましい。ただし、ハーグ事件においては外国にいる当事者が期日に出頭するメリットがあり、また外国との間でのウェブ会議を開くことによる問題も多いことから、あくまでウェブ会議は例外として、できる限り実際の出頭を求めるべきと考える。

#### ウ 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停について

当事者が受諾書を提出する方法による調停は事前の受諾書の提出をもって、期限における調停意思を擬制するものである。

ところで、ハーグ条約においては子の監護の本案については常居所地において判断することとされており、連れ去られた国での判断が原則として禁止されている（ハーグ条約第16条）。そのため、監護の本案に関する事柄について裁判所で実施される調停手続で決めるためには当事者の完全な意思に基づいて行われ、裁判所は判断していないという建前が必要となる。

そのため、ハーグ事件の、特に本案の判断を含む調停を行う場合に期日における当事者の意思を擬制することになる「受諾書を提出する方法による調停」を許容するかどうかについては、少なくともマイナス要素があることも含めて十分慎重な検討を行うべきと思われる。

#### エ 調停調書の送達・送付について

ハーグ事件においては当事者の一方は外国に居住しており、国を跨いで送達になる。我が国は、すでに送達条約、民訴条約に批准しており、これらの条約を無視して、ことさら我が国独自の送達を実施することは妥当ではない。

そこで、ハーグ事件においては送達のみとし、その方法についても送達条約、民訴条約に基づいて行うべきである。

## 第 1 1 その他

(注) 仲裁法所定の裁判手続等他の民事・家事関係の裁判手続についても、第 1 から第 1 0 までの規律を踏まえて、I T 化を検討する。

### 【意見】

賛成する。

### 【理由】

他の裁判手続と同様に I T 化することに賛成する。

もつとも、仲裁手続は非公開であることが多いことから、その点にも配慮した対応は必要である。

以上